

環境白書

[平成28年版]



長崎県

目 次

第1部 環境行政の展望	1
第2部 環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策（平成27年度）	2
第1章 低炭素社会づくり	2
2-1-1 地球温暖化防止対策（緩和策）の推進	2
2-1-1-1 温室効果ガスの排出抑制	2
2-1-1-2 温室効果ガスの吸収機能の保全と強化	6
2-1-2 気候変動への適応策の検討及び推進	6
2-1-2-1 気候変動による影響の軽減策等の検討及び推進	6
第2章 人と自然が共生する地域づくり	8
2-2-1 生物多様性の保全	8
2-2-1-1 希少種の保護や野生鳥獣等の管理対策	8
2-2-1-2 里地里山、里海の保全と活用	11
2-2-2 自然の恵みがもたらす地域資源の活用	12
2-2-2-1 多様なニーズに対応した施設整備と情報発信	12
2-2-2-2 地域資源を活用した交流の拡大	16
第3章 循環型社会づくり	17
2-3-1 ゴミゼロながさきの推進	17
2-3-1-1 ゴミゼロ県民運動の展開	17
2-3-2 廃棄物の適正処理と利活用の促進	19
2-3-2-1 廃棄物の適正処理の推進	19
2-3-2-2 廃棄物の再資源化の推進	22
2-3-2-3 漂流・漂着ごみ対策の推進	23
第4章 安全・安心で快適な環境づくり	24
2-4-1 大気環境の保全	24
2-4-1-1 広域的汚染への対策の推進	24
2-4-1-2 発生源対策の推進	25
2-4-1-3 騒音・振動・悪臭対策の推進	26
2-4-2 水環境の保全	27
2-4-2-1 海域・河川・湖沼・地下水の水質保全、改善対策の推進	27
2-4-2-2 発生源対策の推進	29
2-4-2-3 土壌・地盤環境の保全	30
2-4-2-4 健全な水循環の確保	31

2-4-3 環境保健の推進	32
2-4-3-1 環境放射線の監視	32
2-4-3-2 有害物質に対する健康対策の推進	32
2-4-3-3 化学物質等の環境リスク対策の推進	33
2-4-4 快適で美しいまちの保全	34
2-4-4-1 良好な景観の形成と保全	34
2-4-4-2 歴史的環境の保全	36
第5章 環境保全のための共通取組	37
2-5-1 行動と参画・協働の推進	37
2-5-1-1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進	37
2-5-1-2 協働取組の推進	38
2-5-1-3 環境保全のための人材育成	39
2-5-1-4 拠点としての機能を担う体制の整備	39
2-5-2 各種施策の基盤となる施策の充実	40
2-5-2-1 環境配慮の推進	40
2-5-2-2 適正な土地利用の推進	41
2-5-2-3 調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実	41
2-5-2-4 環境・エネルギー産業の育成	42
2-5-2-5 公害苦情と公害紛争等の適正処理	42
第3部 長崎県環境基本計画の進行管理	43

第1部 環境行政の展望

本県は、広大な海に面し、変化に富んだ長い海岸線、多くの島々、緑の山々、温暖な気候などがもたらす、雲仙天草、西海の2つの国立公園をはじめとする美しい景観や貴重な野生動植物を有するとともに、古くから海外との交流によって培ってきた多くの歴史的文化的遺産を有するなど、豊かな環境に恵まれています。

この豊かな環境を将来へ引継ぎ、地球温暖化や越境大気汚染、漂流・漂着ごみ、閉鎖性水域の水質などの諸課題に対応していくため、本県では、環境分野における施策の方向性を定めた「長崎県環境基本計画」を平成12年に策定しました。その後、新たな課題への対応等を図るため、平成16年に見直しを行い、さらに平成23年と平成28年には新たな計画を策定しました。

平成28年3月に策定した第3次計画では、本県がめざすべき環境像を「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」と定めています。これは、長崎県環境基本条例に掲げる3つの基本理念である、「①健全で恵み豊かな環境の保全と将来の世代への継承」、「②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会づくり」、「③地球環境保全の推進」を考慮しつつ、本県が目指すべき環境の方向性を表したものです。このめざすべき環境像の実現に向けて、県として横断的かつ総合的に環境保全施策を進めるため、4つの基本目標として、「①低炭素社会づくり」、「②人と自然が共生する地域づくり」、「③循環型社会づくり」、「④安全・安心で快適な環境づくり」を掲げています。

本県の環境を取り巻く現状を見ると、水環境の分野では、本県の特色である閉鎖性水域において、自律的な再生能力を高める総合的な水質保全対策や、持続的な活用に向けた取組が必要となっています。そして、約4,200km（全国第2位）の海岸線延長を有している本県では、海岸における良好な景観と環境を保全し「ごみのない美しく豊かな自然あふれる海岸」を目指す取組が求められています。

また、本県にはユネスコから認定された島原半島世界ジオパークや、2つの国立公園をはじめとする自然公園などの優れた地域資源があります。地域の自然環境の保全や生物多様性の確保等とともに、自然とふれあう機会の確保や、自然資源を活用した観光など自然の恵みを生かした地域の活性化が求められています。

さらに、地球規模での課題である地球温暖化への対策や、資源の消費が抑制など、環境への負荷が少ない社会づくりを進めるためには、県民、事業者や行政が、それぞれの立場で身近なところから意識を変え、行動を積み重ねていくことが重要であり、実践的な取組の更なる促進が求められています。

これらの現状を踏まえ、平成28年度においては、次の基本方針に基づき横断的かつ総合的な環境保全対策を推進しています。

- 海域や河川などの水質保全を図るとともに、大村湾や諫早湾干拓調整池の水質改善を図ります。また、漂流・漂着ごみ対策等により県民が快適に暮らせる環境づくりを推進します。
- 長崎県を特徴づける自然や生きものを保全し、地域資源としての活用を図るとともに、多様なニーズに対応した自然体験情報の発信や豊かな自然とふれあえる空間づくりを進めます。
- 環境にやさしい生活や事業活動、再生可能エネルギーの活用等を通じて低炭素・資源循環型の社会づくりを推進します。

第2部 環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策（平成27年度）

第1章 低炭素社会づくり

2-1-1 地球温暖化防止対策（緩和策）の推進

2-1-1-1 温室効果ガスの排出抑制

現状・施策

(1) 温室効果ガスの排出量 【環境政策課】

我が国における平成26年度（確報値）の温室効果ガスの総排出量は13億6,400万t-CO₂（二酸化炭素換算）で、京都議定書の規定による基準年（平成2年度）の排出量（12億7,100万t-CO₂）と比較して約7.3%の増加となっています。

このうち、二酸化炭素排出量は、12億6,500万t-CO₂で基準年と比較して9.5%の増加となっています。

本県の平成26年度（速報値）の温室効果ガス総排出量は986.5万t-CO₂であり、二酸化炭素がその90.6%を占めています。

また、基準年（平成2年度）の排出量892.3万t-CO₂と比較すると10.6%増加しており、前年の平成25年度（速報値）の排出量1,041.6万t-CO₂との比較では5.3%の減少となっています。（表2-1-1）

なお、県民一人あたりの二酸化炭素の年間排出量は6.45t-CO₂となっています。

表2-1-1 長崎県内の温室効果ガス排出量（単位：万t-CO₂）

	京都議定書の基準年 (H2年度)	H25 年度	H26 年度	構成比 H26年度	増減量 基準年比	増減量 前年度比
二酸化炭素(CO ₂)	804.7	951.0	893.8	90.6%	89.0	-57.2
二酸化炭素(CO ₂)を除く6ガス	87.5	90.6	92.7	9.4%	5.2	2.1
メタン(CH ₄)	28.7	23.9	23.1	2.3%	-5.5	-0.7
一酸化二窒素(N ₂ O)	30.9	25.7	24.6	2.5%	-6.3	-1.2
代替フロン等4ガス	27.9	41.0	45.0	4.6%	17.1	4.0
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	20.1	34.9	39.0	4.0%	18.9	4.1
パーフルオロカーボン類(PFCs)	2.6	3.6	3.6	0.4%	0.9	0.0
六ふっ化硫黄(SF ₆)	5.2	2.4	2.2	0.2%	-3.0	-0.2
三ふっ化窒素(NF ₃)	0.0	0.1	0.2	0.0%	0.2	0.1
合 計	892.3	1041.6	986.5	100.0%	94.2 (10.6%)	-55.1 (5.3%)

(2) 本県の二酸化炭素排出量 【環境政策課】

本県の平成26年度（速報値）の産業部門における二酸化炭素排出量は126.0万t-CO₂で全体の14.1%を占めており、基準年から4.9万t-CO₂増加しています。民生業務部門における二酸化炭素排出量は235.9万t-CO₂で全体の26.4%を占めており、基準年から58.0万t-CO₂増加しています。

また、家庭部門における二酸化炭素排出量は153.4万t-CO₂で全体の17.2%を占めており、基準年から26.7万t-CO₂増加しています。マイカー等を含む運輸部門における二酸化炭素排出量は222.2万t-CO₂で全体の24.9%を占めており、基準年から0.9万t-CO₂増加しています。（表2-1-2）

表2-1-2 本県の二酸化炭素排出量の推移（単位：万t-CO₂）

	基準年 (H2)	H21	H22	H23	H24	H25	H26	構成比 (H26)	増減量 基準年比	増減量 前年比
産業部門	121.1	96.0	105.4	135.3	145.5	133.7	126.0	14.1%	4.9	-7.7
民生業務部門	177.9	174.7	185.0	231.2	253.2	256.9	235.9	26.4%	58.0	-20.9
民生家庭部門	126.7	121.5	126.9	154.8	168.9	166.9	153.4	17.2%	26.7	-13.5
運輸部門	223.2	239.8	239.8	223.5	229.8	226.1	222.2	24.9%	-0.9	-3.8
エネルギー転換部門	131.8	112.3	120.3	139.2	127.5	129.8	120.3	13.5%	-11.5	-9.5
廃棄物部門	18.8	27.9	27.8	27.7	27.6	30.3	29.0	3.2%	10.2	-1.3
水道部門	5.3	4.4	4.6	6.3	7.3	7.3	6.9	0.8%	1.6	-0.4
合 計	804.7	822.1	809.7	829.4	959.8	951.0	893.8	100.0%	89.0 (11.1%)	-57.2 (-6.0%)

(3) 本県の再生可能エネルギー導入状況 【海洋・環境産業創造課】

平成25年12月に策定した「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン（環境配慮と地域特性を踏まえ、県、市町と地元企業等が方向性を共有しながら、地域力を結集し、再生可能エネルギーを導入促進）」に基づき、市町や関係企業等の取組を支援するとともに、再生可能エネルギーの導入状況を把握しました。

表2-1-3 本県の再生可能エネルギー導入状況

年度	H25	H26	H27	H42（目標）
導入状況（MW）	381	557	726	1,360

(4) 新エネルギーに対する取組 【海洋・環境産業創造課、環境政策課、農産園芸課、林政課】

本県が持つ産業・技術拠点や新エネルギー創出を支える豊かな自然環境を活かしながら、「産業振興・雇用創出」と「社会の低炭素化・グリーン化の実現」を同時に目指すため、平成23年6月に策定した「ナガサキ・グリーンニューディール推進方針」に基づき、その柱のひとつとして、「再生可能エネルギーの利活用」に関する各種施策に取り組みました。

- 九州地方知事会や九州経済連合会等、九州エリアの産学官から成る九州地域戦略会議において、平成27年6月に策定した「再生可能エネルギーの産業化を目指すアクションプラン（九州モデル）」を推進する組織として、「再生可能エネルギー産業化推進委員会」を設置し、産学官の専門の有識者からなる3つの実務者会議（地熱・温泉熱、海洋、水素）を新たに立上げました。

「海洋エネルギー」については、本県が実務者会議の事務局として、会議を2回開催し、今後の取組予定等について協議を行いました。「地熱・温泉熱」「水素」については、実務者会議に各々2回参加し、今後の取組等について協議を行いました。なお、「地熱・温泉熱」については、実務者会議が小浜で開催され、小浜温泉バイナリー発電所における取組等を紹介しました。

- メガソーラー候補地リストに掲載していた長崎空港隣接地について、長崎ソーラーエナジー合同会社が工事に着手しました。また、屋根貸し事業については、県立高校6校において、発電事業を開始しました。
- 「新エネルギー産業等プロジェクト促進事業」で長崎県産業振興財団に配置したプロジェクトマネージャーによる掘り起こしや公募等を行い、3件のバイオマスを活用した事業や電動船の実用化に関する可能性調査に対し支援しました。
- 「対馬プロジェクト」において、総務省分散型エネルギーインフラプロジェクト「事業立ち上げ詳細分析事業」を活用し、木質バイオマスを活用した熱供給インフラ設備における仕様・配置等の詳細について調査・検討しました。
- 「西海プロジェクト」において、平成26年度に採択された新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の“海洋エネルギー発電システム実証研究”を活用し、垂直軸直線翼型潮流発電デバイスの技術課題の研究、海域調査など事業化可能性調査に取り組みました。
- 「五島（超小型EV）プロジェクト」において、子育て世代や高齢者に優しい「超小型EV」の実証地域を形成し、超小型EVの導入及び普及を図っていくため、地域ニーズ調査や普及するための環境・条件等の検討、地場企業による車両の研究開発・製造支援を行いました。
- 「長崎県水素エネルギー研究会」を設置し、本県の地域特性に沿った水素利活用の方針等について検討し、戦略を策定しました。また、県内における水素源を掘り起こすため、下水処理場から発生する汚泥の処理過程で副生するバイオガスから水素を製造する施設の導入可能性について調査しました。

- 海洋再生可能エネルギーについては、実証フィールド運営主体や施設整備計画案等の事業モデルを提示するとともに、本県海域での実証プロジェクトの誘致に取り組みました。また、海洋エネルギー関連分野での地元産学官の連携・協力協定締結による連携体制強化や、本県の産学官が連携した海洋関連産業の拠点形成に向けた取組みを国内外に積極的に情報発信するため、第2回海洋産業フォーラムを開催しました。
- 平成26年度を初年度として再生可能エネルギー等導入推進基金事業を実施し、非常時における避難所や防災拠点施設に再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を支援しました。
- 施設園芸農家の経営安定と地球温暖化防止に寄与するため、施設園芸用低コスト木質チップボイラーを実際の農家のハウスに設置し、実証試験を行いました。現地実証試験では、燃油式ボイラーと比較した結果、木質チップボイラー使用による生育への影響はなく、実用性があることが確認されました。木質チップについては、製造・運搬コストの縮減や供給体制の整備などについて検討しました。

(5) 公共交通機関の利用促進 【環境政策課、新幹線・総合交通対策課】

ながさき環境県民会議と合同で、3月に県下一斉ノーマイカー＆エコドライブウィークを実施しており、平成27年度は、400社（者）、約27,600人が参加し、約52tの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

また、長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のためラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みました。

(6) 各種団体への支援・連携の強化 【環境政策課】

ながさき環境県民会議

県民、事業者等あらゆる主体が自ら考え、自ら行動することを基本として、幅広いアイディアの集約及び課題の検討などを行い、各主体が共有できる目標を設定し、実行することを目的として設立されました。

その後、二酸化炭素排出量の削減と吸収源の確保を目的とした「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」を策定し、各構成員が実施可能な省エネや節電の取組を行いました。

市町地球温暖化対策協議会等

市町においても、県と同様に地球温暖化対策協議会または地球温暖化対策に関する実践を行う組織を設置しています。県としても地域での活動が重要と考えているため、地球温暖化対策ネットワーク会議を開催するなど、県と市町の協議会間の連携を推進しています。

長崎県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員との連携・協働

センター、推進員と連携・協力して、普及啓発活動を実施しています。

また、推進員が実施する地域学習会の支援や推進員研修会の開催などを行いました。

(7) 住宅の性能向上リフォーム推進 【住宅課】

住宅の性能向上リフォームを推進するため、平成25年度から27年度において、県内の約2,900世帯の皆様に、既存住宅の省エネ化やバリアフリー化等への支援を行いました。27年度は省エネルギーフォームを推進する国の省エネ住宅ポイントが実施されたため、市町と連携し制度普及を図りました。

(8) 未来環境条例に基づく地球温暖化対策 【環境政策課】

特定事業者による対策

一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者に対し自主的な温暖化対策を促すため、温室効果ガス排出削減計画書及び削減報告書の提出を義務づけています。

平成27年度は103事業者から削減報告書が提出されました。

駐車場設置者による対策

一定規模以上の駐車場設置者等に対し、利用者に駐車時のアイドリング・ストップの実施を呼びかけるよう義務づけています。

(9) フロン対策の推進 【地域環境課】

フロン排出抑制法に基づき、第一種フロン類充填回収業者に対する法の確実な施行を確保するための立入検査を実施しています。平成27年度は、充填回収業者に対する立入検査を71件実施し、基準に適合していない業者に対して助言・指導を行いました。

(10) 環境保全型農業直接支払交付金 【農業経営課】

化学肥料・化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組に併せてカバークロップ、堆肥の施用等の地球温暖化防止やIPM等の生物多様性保全に効果のある取組を行う農業者に対し支援を行いました。

・平成27年度実績

環境保全型農業直接支払交付金 1,804ha

※カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培、堆肥の取組面積

(11) 「県庁エコオフィスプラン」等の実施 【環境政策課】

第3次県庁エコオフィスプラン

県は、「長崎県温暖化対策実行計画（事務事業編）」の第3次計画となる「第3次県庁エコオフィスプラン」を平成23年3月に策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

平成27年度の実績は、二酸化炭素排出量が平成21年度比で12.2%削減、廃棄物発生量が平成21年度比で2.8%削減となりました。今後とも目標達成に向け、取組むこととしています。

環境物品等調達方針の策定

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、県の機関による環境の負荷の低減に資する製品等（環境物品等）の調達を実施しています。

平成27年度は、21分野241品目について実施し、21分野の単純平均で99.3%の調達率でした。

(12) エコスクールの推進 【教育環境整備課】

県立学校においては、夏季における教室内の温度上昇を抑制することや環境教育の生きた教材としての活用など教育上の効果や環境保全の観点から校舎や校地の緑化を推進しています。また、太陽光発電や省エネ型空調機の設置により環境に配慮したエコスクールを推進しています。

平成27年度は長崎南高校の屋上緑化事業を実施しました。

(13) JR長崎本線連続立体交差事業 【都市計画課】

鉄道の高架化により複数の踏切が一挙に除却されるため、道路交通の円滑化が図られ、一旦停止や待ち時間のアイドリングが無くなることで、二酸化炭素の発生量が削減されます。

・解消する踏切の数 4箇所（長崎市松山町～尾上町）

(14) 温暖化対策「見える化」推進事業 【環境政策課】

家庭、事業所における省エネ効果の「見える化」を図り、省エネ改修等を推進しています。

家庭向け対策として、平成27年度は県内6世帯に対し「省エネナビ」の2か月間の無料貸出による、家庭の省エネ診断を実施しました。

(15) エコドライブの普及促進 【環境政策課】

NPOと協働した「エコドライブ&エコカー普及事業」において、県内のイベント会場の来場者・市町

職員等を対象に、ドライビングシミュレーターを用いたエコドライブ模擬体験講習を実施しました。

課題

- 温室効果ガス排出量の削減のために、事業者や県民と一体となった取組が必要です。
- 新エネルギーの導入やエネルギー消費効率の高い機器の購入、省エネルギーシステムの導入、さらに県民の省エネルギー意識の高揚と取組の実施が必要です。
- 木質バイオマスエネルギー利用については、燃料となるチップ等の生産・運搬コストの縮減、安定供給が必要です。

2-1-1-2 温室効果ガスの吸収機能の保全と強化

現状・施策

(1) 間伐等の森林整備の推進 【森林整備室】

地球温暖化防止森林吸収源対策に寄与するため、搬出間伐を中心とした森林整備を推進しました。
・平成27年度間伐面積 2,316ha

(2) 木質バイオマスエネルギーの利用（再掲）【農産園芸課、林政課】

施設園芸農家の経営安定と地球温暖化防止に寄与するため、施設園芸用低コスト木質チップボイラーを実際の農家のハウスに設置し、実証試験を行いました。現地実証試験では、燃油式ボイラーと比較した結果、木質チップボイラー使用による生育への影響はなく、実用性があることが確認されました。木質チップについては、製造・運搬コストの縮減や供給体制の整備などについて検討しました。

(3) 漁場環境の改善 【漁港漁場課】

磯焼け対策の取組において、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置し、海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備しました（五島地区、上五島地区、対馬地区（3地区3箇所 計1.94ha））。

また、魚介類の産卵・生育場所であるとともに、漁場の環境保全維持機能を持つ藻場・干潟等の維持回復・拡大を図るため、藻場・干潟等の維持・管理等の環境保全活動を行う県内48組織に対し、国交付金事業を活用し支援を行いました。

課題

- 民有林面積の約40%を占めるスギ、ヒノキの人工林については、間伐等を実施するなど適正な管理を行うとともに、そこから得られた木材については有効に活用することで地球温暖化防止に寄与していく必要があります。
- 漁場環境の長期的変化を把握するとともに、陸域から沿岸海域への負担の低減や環境の積極的な修復改善等を行うことにより、沿岸環境の保全と創造を推進する取組が必要です。

2-1-2 気候変動への適応策の検討及び推進

2-1-2-1 気候変動による影響の軽減策等の検討及び推進

現状・施策

(1) 地球温暖化適応策の検討 【環境政策課】

地球温暖化による県内の将来的に予測される影響を分析し、温暖化防止対策（緩和策）を講じて回避できない地球温暖化の悪影響を予防・軽減するための対策（適応策）を関係部局と連携して検討しました。

（2）熱中症対策 【福祉保健課】

気候変動が熱中症に及ぼす影響を踏まえ、ラジオ・新聞による注意喚起や予防・対処法の啓発活動を行いました。また、市町・保健所等の関係機関に対して環境省作成の「熱中症環境保健マニュアル」や各種啓発資材の配布による普及啓発活動の支援を行うと共に、高温注意報発令時には、その都度注意喚起を行うなどの取り組みを行いました。

（3）環境変化に対応した藻類増養殖基盤技術開発 【漁政課】

モニタリングによる藻場の変化傾向を把握するとともに、それらを活用した環境変化に応じた増殖種を選定して増やす環境適応型の藻場造成（磯焼け対策ガイドライン：水産部2012）に取り組んでおり、平成27年度は、県内2モデル地区で、5年および3年間で1ヘクタール規模の春藻場を造成することができました。

（4）病虫害発生予察費 【農業経営課】

地球温暖化により、収量等に悪影響を及ぼす病虫害の発生時期が早期化し、また、発生期間が長期化することが懸念されています。

主要作目の病虫害発生状況、農作物の生育状況を定期的に調査し、気象条件等をふまえながら病虫害による損害の発生を予測し、効率的かつ効果的な防除を推進するため、病虫害発生予察情報を市町、JA等の206か所に提供しました。

・平成27年度 病虫害予察情報提供率 100%

（5）温暖化への適応技術の開発 【農政課】

気候温暖化への対応技術に係る研究を推進し、以下のとおり研究成果をあげました。

- ・現在の気象条件に対応した普通うんしゅう（みかん）における植物調整剤を活用した長期貯蔵技術開発に取り組み、温暖化により懸念される浮皮防止に効果が認められました。
- ・高温耐性を有する水稻早期品種「つや姫」の施肥による食味評価への影響を調査し、「つや姫」の施肥技術を確立しました。

（6）土砂災害防止施設の推進 【砂防課】

異常気象による土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から生命財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を推進しました。

- ・平成27年度の実績
土砂災害防止施設の整備により688戸を保全しました。

課題

- 「長崎県地球温暖化対策実行計画」において適応策に取り組むべき分野として整理している「水環境・水資源」「防災」「自然生態系」「食料」「健康」の5分野について、将来予測を踏まえた具体的で実効性のある適応策を検討する必要があります。

第2章 人と自然が共生する地域づくり

2-2-1 生物多様性の保全

2-2-1-1 希少種の保護や野生鳥獣等の管理対策

現状・施策

(1) 生物多様性保全のための各種施策の推進 【自然環境課】

長崎県レッドデータブックの発行

長崎県レッドデータブック（レッドリスト）は県内に生息・生育する絶滅のおそれのある希少な野生動植物種の生息・生育状況を把握し、絶滅の危険度を評価したうえで適切な保護対策を講じるための基礎資料として作成されたものです。

平成12年度に、維管束植物、哺乳類、両生類、爬虫類、魚類、海産哺乳類、藻類、鳥類、クモ類、昆虫類、甲殻類／剣尾類、その他無脊椎動物を対象に、合計1,000種を選定してレッドリストとレッドデータブックをとりまとめました。

10年目となる平成22年度には、3か年間の調査の結果を踏まえて、蘚苔類と貝類も対象に追加し、合計1,392種を選定し、改訂版長崎県レッドリストとしてとりまとめ、公表するとともに、平成23年には「長崎県レッドデータブック2011（普及版）」を発刊しました。

希少野生動植物の生息・生育状況調査

平成22年度に改定した長崎県レッドリスト掲載種を中心に、継続して生息・生育状況の把握が必要な種と地域について、各分類群の専門家の協力により希少野生動植物モニタリング調査を行っています。

鳥獣保護のための調査・事業

野生鳥獣の適正な保護管理を行うための判断材料を得るため、次のような野生鳥獣の生息状況等の調査、事業を実施しています。

○ツシマヤマネコ生息状況モニタリング調査

長崎県の対馬にのみ生息し、絶滅が危惧されているツシマヤマネコは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されています。

県は環境省から委託を受け、生息状況調査や交通事故防止等の普及啓発を行うとともに、県単独事業として、対馬野生生物保護センター内にツシマヤマネコに関する展示施設を整備し、利用者への解説や施設の管理を行っています。

○ガンカモ類の生息調査

毎年1月中旬に全国で一斉に行われている調査で、県内では45か所で実施しています。

(2) 法令に基づく保全 【自然環境課】

県自然環境保全地域

長崎県未来環境条例に基づき、対馬市上対馬町の茂木海岸など優れた自然環境の特質を備えた15地域を自然環境保全地域に指定し、同地域内での行為規制等により保護しています。

自然公園

自然公園法及び長崎県立自然公園条例に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために、雲仙天草と西海の2国立公園、壱岐対馬と玄海の2国定公園及び県立自然公園6公園を指定し、公園内での各種行為の規制などにより保護しています。

鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の生息環境の保全を図るため、

狩猟を禁止する地域を指定しています。

・平成27年度末現在 県指定鳥獣保護区105箇所、面積41,975ha

希少野生動植物種保存地域

平成20年度からは、長崎県未来環境条例に基づく希少野生動植物種及び希少野生動物種保存地域の指定を行っており、平成27年度末において、キバナノセッコク（植物）やカブトガニ（剣尾類）など60種について、捕獲・採取・殺傷・損傷が禁止する保存地域を指定し、保護を図っています。

(3) 野生鳥獣の保護管理 【自然環境課、農山村対策室】

野生鳥獣の生息状況

長崎県ではこれまで440種を超える鳥類が記録されており、獣類は8目16科36種が知られています。

鳥獣の保護管理対策の強化

○第11次鳥獣保護管理事業計画の推進

野生鳥獣の適正な管理を図るため平成23年度に策定した第11次鳥獣保護管理事業計画（平成24年度～平成28年度）により、野生鳥獣の保護繁殖のための鳥獣保護区や休猟区の指定計画や野生鳥獣による農林被害対策のための有害鳥獣捕獲の基準等を策定しました。

○鳥獣保護区の指定

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の生息環境を保全する必要のある地域に指定するもので、本計画が終了する平成28年度末には、県内の鳥獣保護区指定数は109箇所、面積は43,940haとなる予定です。

○負傷鳥獣の保護

県民により保護された負傷疾病鳥獣等については、佐世保市九十九島動植物園及び長崎県獣医師会に委託して保護、治療を行い、回復後、自然界へ復帰させています。

平成27年度の保護件数は274件で、うち自然に放したものは46%でした。

○鳥獣保護管理員の配置

鳥獣保護管理員は、鳥獣保護区の管理や一般住民に対する保護思想の普及啓発等鳥獣保護及び管理並びに及び狩猟の適正化に関する業務に従事するもので、法律に基づき知事が51名を委嘱しています。

野生鳥獣の保護思想の普及啓発

県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるために、県内2か所で探鳥会（バードウォッチング）を開催したほか、愛鳥週間用ポスターコンクール等を実施しています。

鳥獣被害対策

野生鳥獣は益害両面の習性をもつものが多いことから、農林水産物に被害を及ぼすものについては地域の農林水産業の保全と振興に資するため、適切な方法で防除、捕獲を行うように指導しています。また、有害鳥獣の捕獲許可に際しては、被害の発生状況等を十分に考慮し、捕獲の時期や方法、捕獲数等が適切となるよう指導しています。

近年、農作物被害を増大させているニホンジカ及びイノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、数の調整を図るための捕獲を行っており、アライグマ、クリハラリスの特定外来生物については、防除実施計画に基づく捕獲を行っています。

・有害鳥獣捕獲実績（平成27年度） イノシシ 37,223頭、シカ 8,911頭
環境保全型農業直接支払交付金 1,804ha

適正な狩猟の推進

○狩猟の現状

狩猟の適正化を推進する観点から、狩猟者の資質の向上と秩序ある狩猟の確保を目的として狩猟免許試験制度が導入されています。また、狩猟しようとする者は、都道府県知事の登録を受けなければ狩猟をすることができないことになっています。

平成27年度の狩猟免許及び狩猟者登録証の交付状況は、表2-2-1のとおりです。

表2-2-1 平成27年度狩猟免許及び狩猟者登録証の交付状況（単位：件）

（狩猟免許）

網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種	計
126	2,445	702	24	3,297

（狩猟者登録証）

網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種	計
7	538	482	38	1,065

○休猟区、捕獲禁止区域の設定

休猟区については、狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で、3年以内の期間を定めて設定することとしており、平成28年3月31日現在9か所、17,745haです。なお、本県の休猟区は、特定鳥獣である二ホンジカ、イノシシが狩猟可能である特例休猟区としています。また、キジ等の狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、期間を定めて捕獲禁止区域を設定しています。

○狩猟事故、違反の防止

・特定猟具使用禁止区域（銃）の設定

銃猟による事故発生のおそれのある区域については、特定猟具使用禁止区域（銃）として設定することにしており、平成27年度末現在で83か所、17,564.9haとなっています。

・狩猟者講習会等による安全確保の取組

狩猟免許（有効期間3年）の更新希望者に対する適性検査及び法令、鳥獣の判別、猟具の取扱いについての講習、安全狩猟のための講習を一般社団法人長崎県猟友会への委託し、狩猟期間中の取締りパトロールを県警本部とともに実施しています。

・狩猟者講習会の実施

狩猟免許（有効期間3年）の更新希望者に対し、適性検査及び法令、鳥獣の判別、猟具の取扱いについて、各1時間の講習を実施しています。

（4）保護・保全のための事業 【自然環境課】

緑といきもの賑わい事業

「長崎県生物多様性保全戦略」に基づいた各種保全対策を県、市町、民間の各事業主体レベルにおいて推進するため、従来の緑化事業に加え、保全地域等の保全事業、希少野生植物の保護増殖等これまで対象としていなかった事業に積極的に対応することにより、未来につながるよりよい環境づくりを目指しています。平成27年度の実施状況は次のとおりです。

- ・市町、民間団体への補助（市町1件、民間団体7件）補助額 6,808千円
- ・県事業の実施（緑化事業4箇所、保全事業2箇所）工事費16,749千円

ふるさと自然再生事業

身近なふるさとの自然環境の保全、再生、活用を図るため、平成25年度に作成した生物多様性評価地図を活用し、県立自然公園の保全手法の見直しを図るとともに、地域性あふれる自然環境の再生を推進しています。

課題

- 希少な野生動植物の種の個体の捕獲・採取及び生息地等における行為を規制するなどの措置が引き続き必要です。
- 希少な野生動植物の種の保護施策は、生物学的知見などにに基づき適切に実施される必要があるために、レッドリスト掲載種のモニタリング調査による現状把握とレッドリストの定期的な見直しをはじめ、施策の推進に必要な調査研究を推進する必要があります。
- 本県の生物多様性の素晴らしさと希少な野生動植物の種の保護の重要性に対する県民等の理解を深めるため、普及啓発を推進するとともに、地域住民やNPO等の協働等により、里地里山を保全し、希少野生動植物の保護を図る必要があります。
- ツシマヤマネコは今なお危機的状況にあることから、人工繁殖個体の野生復帰（再導入）も視野に入れ、生息環境の改善とともに、地域住民の理解と協力を得る取組が必要です。
- 近年、二ホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣による農林業被害が顕著です。これには、被害防除施設の整備とともに、有害鳥獣捕獲に従事できる狩猟者の確保と育成並びに地域で進める捕獲体制の整備、さらには被害対策を講じるための鳥獣生息実態調査が必要です。
- 増えすぎた野生鳥獣による生態系への被害についても、その状況の把握と対策の検討が必要です。
- 農村の水辺空間や農業用の施設、農地などは、多面的機能を持つ、県民共有の財産であり、その保全活動に対して、広く県民に理解を求めていく必要があります。

2-2-1-2 里地里山、里海の保全と活用

現状・施策

(1) 農業・農村地域における資源保全活動の推進 【農山村対策室】

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有していますが、近年の農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。このため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同による資源保全活動を推進しました。

(2) 中山間ふるさと水と土保全対策 【農山村対策室】

平成27年度は、保全活動に取組む地域リーダーの育成と都市と農村の交流促進等の活動支援を行いました。

(3) 漁場環境の改善（再掲） 【漁港漁場課】

磯焼け対策の取組において、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置し、海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備しました（五島地区、上五島地区、対馬地区（3地区3箇所 計1.94ha））。

また、魚介類の産卵・生育場所であるとともに、漁場の環境保全維持機能を持つ藻場・干潟等の維持回復・拡大を図るため、藻場・干潟等の維持・管理等の環境保全活動を行う県内48組織に対し、国交付金事業を活用し支援を行いました。

(4) 漁場環境保全対策 【漁港漁場課】

漁場環境の長期的変化を把握するため、県下各地に調査地点を設け、水産業普及指導センターが水質・底質・藻場等の定期的な調査を行うとともに、赤潮の発生等漁業被害のおそれがある場合は、適時調査を実施し、漁業者に対し被害の防止や赤潮等発生時の緊急措置に対する指導等を行いました。

(5) 生態系等に配慮した漁港施設の整備 【漁港漁場課】

建設する漁港施設を周辺の環境と調和させ、生物の生態系等に配慮した構造とします。防波堤等の工事に使用する消波ブロック、被覆ブロックに藻類の着底基質等を設置し、藻場の回復を図ります。

平成27年度は4漁港において、生物の生態系等に配慮した漁港施設の整備を行いました。

(6) 海砂採取の際の水産資源保護と自然環境保全との調和 【監理課】

海砂採取の際の水産資源の保護と自然環境の保全との調和を図るため、海砂採取の許認可については、関係漁協等の同意書を添付させるとともに、関係市町長意見を尊重しています。

また、海砂採取の方法や採取する区域等について規制を行うとともに、採取量については県内の需要量に近づけるよう乖離幅を縮小するという基本姿勢のもと、「海砂採取限度量に関する検討委員会」の提言を受け、平成26年度以降5か年間の年間採取限度量を次のとおり定めています。

・平成26～28年度 270万m³ ・平成29～30年度 250万m³

(7) 河川・ダム・海岸整備の推進 【河川課、港湾課】

気候変動の影響に伴い、洪水や高潮による浸水被害の拡大が懸念されています。その軽減のため、環境に配慮した工法を用いながら河川・ダム・海岸の整備を行っています。

平成27年度は、河川環境に配慮した河川整備計画の策定に取組み（雪浦川、福江川）、河川改修事業・ダム建設事業や海岸保全事業により環境に配慮した工法を用いながら、自然環境の整備と保全を推進しました。（県内27河川・2ダム・11海岸）

課題

- 近年河川改修や農地改良により自然の草地、湿地が減少しています。特に湿地の面積は森林と比べても大変狭く、その環境が破壊されると代替りの生息地がなく動植物は急速に絶滅に瀕してしまいます。今後、貴重な種が生息する草原や湿地については、立地条件も含めた総合的保全への取組が必要です。
- 希少な野生動植物が絶滅の危機に瀕していますので、自然環境を保全するための新たな仕組づくりが必要です。

2-2-2 自然の恵みがもたらす地域資源の活用

2-2-2-1 多様なニーズに対応した施設整備と情報発信

現状・施策

(1) 自然公園制度等の運用 【自然環境課】

自然公園には、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地として指定する国立公園、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定する国定公園、都道府県の風景を代表する風景地として指定する都道府県立自然公園があります。

本県における指定状況は表2-2-2に示すとおりです。

表2-2-2 自然公園の種類別面積

種 別	公園数	公園面積(ha)	県土地面積に対する比率(%)
国立公園	2	37,504	9.2
国定公園	2	12,304	3.0
県立自然公園	6	24,283	5.9
合 計	10	74,091	18.1

(2) 公園計画の見直し 【自然環境課】

自然公園法において、自然公園の保護及び適正な利用を図るために公園計画を定めることになっています。国においては、国立公園を取り巻く社会条件等の変化に対応するため昭和57年度から自然保護を

基調として公園計画の再検討を行っています。また、再検討が終了した公園については、おおむね5年ごとに公園計画の点検を実施することとされています。

国立公園においても、国立公園に準じて再検討を進めることとされ、再検討が終了した公園については国立公園と同様に点検を実施することになっています。また県立自然公園についても再検討作業に着手し、平成27年度は西彼杵半島県立公園の公園計画再検討作業を行っています。

（3）自然公園における風致景観の保護 【自然環境課】

自然公園には、風致景観の保護を図るため、特別地域、特別保護地区及び海域公園地区が指定されており、これらの地域において各種行為を行う場合は、環境大臣又は県知事の許可が必要であり、自然公園法施行規則に規定する許可基準により許可することで、風致景観の保護を図っています。またこれら以外の普通地域においても、一定の行為について届出が必要とされており、これにより風景の保護を図っています。平成27年度における各種行為に対する許可申請等の処理状況は表2-2-3のとおりです。

表2-2-3 平成27年度自然公園許可申請等の処理状況（件数）

公園名	工作物の新改増築	木竹の伐採	木竹の損傷	土石の採取	広告物の設置	物の集積貯蔵	水面の埋立	土地の形状変更	指定植物の採取	指定植物の植栽	指定動物の捕獲	指定動物の放出	色彩の変更	非常災害の応急措置届出	家畜の放牧届出	普通地域の行為届出	国の特例（協議・届出・通知）	合計
雲仙天草国立公園	23			3	6			2						4				38
西海国立公園	76	1			2			7										86
壱岐対馬国定公園	46	7		1	3		1	3								3	1	65
玄海国定公園	1															1		2
野母半島県立公園																3		3
大村湾県立公園																2		2
島原半島県立公園																4		4
北松県立公園																		
西彼杵半島県立公園																		
合 計	146	8		4	11		1	12						4		13	1	200

（4）自然公園における環境保全対策 【自然環境課】

自然公園の美化清掃活動事業

自然公園の利用により発生するゴミは、単に美観を損ねるだけでなく悪臭の発生など、環境汚染を引き起こしたり、野生動物が誤って飲み込んでしまうなど、生態系に悪影響を与えます。

そこで、特に利用者の多い国立公園内の主要な利用地域の美化清掃を積極的に推進するため、現地における美化清掃団体の育成強化を図り、それらの団体が行う清掃活動事業に対し補助を行っています。（西海国立公園鹿子前地域他3地域、雲仙天草国立公園雲仙地域）

このほか、自然公園の利用地域において、自然公園法第19条に基づき、県・市・町及び関係団体が協力して美化清掃活動を実施するとともに「ゴミ持ち帰り運動」等、美化思想の普及啓発を行っています。

環境管理事業

雲仙の春を代表する景観であるミヤマキリシマ群落は、放牧により形成された人為的な景観ですが、今では放牧は行われていません。

このため、地元「雲仙を美しくする会」の下草刈りボランティア活動の協力を得て、この景観を維持しています。

また、雲仙温泉の原生沼は県内でも貴重な湿原ですが、植物の堆積や周囲からの土砂の流入によって、近年、干陸化が進んでいます。県では、定期的に草刈りを行い、景観の維持に努めています。

管理体制の強化

国立・国定公園及び県立自然公園の管理については、国立公園を所管する環境省をはじめ、関係市

町、関係団体、自然公園指導員等と連携協力し、その適正を期しています。

なお、雲仙天草及び西海の両国立公園については、環境省により雲仙天草国立公園雲仙自然保護官事務所（雲仙市）、西海国立公園佐世保自然保護官事務所（佐世保市）及び五島自然保護官事務所（五島市）が設置されています。

(5) 自然公園の利用状況 【自然環境課】

自然公園等の利用者数を把握することは、公園計画の策定及び施設整備等の基礎資料となり、自然公園行政の推進に欠くことができないものであることから、毎年調査を実施しています。平成27年の利用者数は、14,524千人で対前年比101%となっています。

(6) 国立公園・国定公園・県立自然公園の利用施設 【自然環境課】

自然公園は人々が自然との交流を図る健全な野外レクリエーションの場として、ますますその重要性が高まっています。地域にふさわしい利用施設を計画的に整備し、快適で適正な利用の推進を図ることにしています。

公園施設については、自然環境に配慮しつつ、自然とのふれあいを求める県民のニーズに応え、安全で快適な利用を推進するため、自然公園の利用計画に基づき国直轄、自然環境整備交付金、県単独、県費補助事業等により園路、園地、休憩所、公衆便所、野営場、駐車場等公共的な施設の整備を年次計画によって実施し、平成27年度は西海国立公園小値賀番岳園地他2箇所事業を実施しました。

(7) 九州自然歩道の整備 【自然環境課】

九州自然歩道の利用を促進するために、既設ルート（南島原市口之津～佐世保市栗ノ木峠）について歩道の改修と老朽化した案内板や標識の補修等を実施しています。

(8) 雲仙公園 【自然環境課】

雲仙公園の概要

雲仙は島原半島の中央部に位置し、雲仙火山の主峰をなす普賢岳（1,359m）、国見岳（1,347m）、妙見岳（1,333m）、九千部岳（1,062m）等が急峻な山岳地形を形成していますが、平成2年に始まった火山活動により、新たに平成新山（1,486m）が加わりました。

中腹部には雲仙地獄と呼ばれる噴気地帯があり、周辺には旅館、ホテルを中心とした雲仙温泉街が形成されています。

県では明治44年に、雲仙地獄周辺の官有地を県営温泉公園とし、雲仙の優れた自然を活用して観光客、特に外国人客の誘致を図るため、全国に先駆けて自然公園の整備、管理を開始しました。

大正2年には、県営施設として開設された日本最初のパブリックゴルフコースである雲仙ゴルフ場が開設されました。

昭和9年には、国立公園制度の発足とともに雲仙は、我が国第1号の国立公園に指定されました。戦前は外国人の保養地として、戦後は九州を代表する温泉宿泊地として発展してきました。

しかし、平成2年11月に普賢岳が198年ぶりに噴火し、度重なる火砕流等により大きな被害が発生しました。

雲仙公園の利用施設の整備と管理

雲仙公園のレクリエーション利用に供するため自然公園等整備事業により園地、駐車場、自然歩道、野営場（キャンプ場）等を整備しています。

雲仙温泉地区の国有地では、環境省が直轄事業としてビジターセンター、雲仙地獄探勝歩道等を整備し、その他に国庫補助事業等により、県が田代原野営場、池ノ原園地、宝原園地等の整備を行ってきました。

これらの施設の管理は、直轄事業分については、（一財）自然公園財団などで、県事業分については、県で行っています。

県で設置している自然公園の有料施設のうち、田代原野営場（雲仙市）、雲仙テニスコート（雲仙市）、論所原野営場（南島原市）については、指定管理者制度を導入し、管理・運営を行っています。

仁田峠循環自動車道路（平成21年度から雲仙市道小浜仁田峠循環線）

昭和11年に仁田峠～終点（現在の下り線）5,802m・幅員4.0mが完成し、昭和12年には定期バスが運行を開始しました。さらに昭和31年に池ノ原～仁田峠間（現在の上り線）4,438m・幅員4.0mが整備され、総延長10,240mのうち一部は国道に移管され、現在の8,200mの区間となっています。

平成21年4月には雲仙市へ移管され、一般市道として通行料が無料となり、平成21年度の通行台数は148,586台と対前年度比50%増でした。また、平成27年度は96,128台、20年度比3%減となっています。

(9) 温泉の保護と利用 【自然環境課】

我が国は世界でも有数の温泉国です。本県には、雲仙・小浜、壱岐湯本の国民保養温泉地をはじめとして多くの温泉地があり、古くから国民の保健休養地として親しまれ、行楽の中心地として利用されてきました。

「温泉法」はこれらの温泉を保護しその適正な利用を図ることを目的とし、温泉を掘削又は増掘する場合や動力装置を設置する場合には県知事の許可を、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合には県知事又は長崎市長、佐世保市長の許可を受けなければならない旨定めています。平成20年10月には「可燃性天然ガスによる災害の防止」が目的に追加され、温泉に付随する可燃性天然ガスに対する安全対策が事業者には義務付けられ、基準値を超える可燃性天然ガスを含む温泉を反復継続的に汲み上げる場合には温泉採取許可、基準値以下である場合には可燃性天然ガス濃度確認申請を県知事あてに提出することが必要となりました。

温泉はこれまでの医治効用・健康や保養を目的とした利用方法から、太陽光発電や風力発電等とともに有力な再生可能エネルギーの資源として地熱発電やバイナリー発電が注目を集めています。雲仙市の小浜温泉では、温泉水を利用したバイナリー発電が行われており、今後、既存の温泉の保護にも十分配慮しながら、新たな活用について可能性を探る必要があります。

課題

- 自然公園指定後も地元関係市町等地域との連携を密にし、地域の実情を把握し、よりよい公園として適正な維持管理を行っていく必要があります。
- 三位一体改革後、国の直轄事業が一部拡充されましたが、対象範囲が限られており、十分な事業の実施には至っていない中で、整備や管理水準の維持、向上が課題です。
- 今後とも老朽化した既存施設について自然公園施設のバリアフリー対策も含めた再整備や長距離自然歩道の標識等の再整備、自然公園の景観を楽しむための展望を中心とした園地整備、自然観察や野外体験等、自然学習の場としての施設整備を進める必要があります。

また、「エコツーリズム」といった新しい形態の公園利用にも十分対応できるよう、より一層質の高い施設の整備を進める必要があります。

- 自然林の保全は野生動植物保護の観点から最も効果的です。特に絶滅の危機に瀕している動植物について、その原因が自然林の減少に起因しているものが多く見られることから、できるだけ広い面積の自然林を保全することが必要です。
- 魅力あふれる県民の森づくりに取り組んでいますが、交通の便、施設の老朽化などで利用者数が伸び悩んでおり、更なる改善が必要です。

2-2-2-2 地域資源を活用した交流の拡大

現状・施策

(1) ジオパークの活用推進 【自然環境課】

島原半島ジオパーク協議会と連携・協力して世界ジオパークのPRに努めるとともに、ジオガイドの実践となるジオツアーを実施しています。

平成27年度は、世界ジオパークが平成27年11月にユネスコの正式事業となったことを受けて、長崎県を含む国内8地域9道府県から成るユネスコ世界ジオパーク道府県連合により、平成28年2月に東京で「世界ジオパーク ユネスコ正式事業化記念キャンペーン」を開催しました。

また、ジオツアーとして、「認定ガイドが選ぶ、これがジオツアーだ！2015」を実施しました。

(2) 自然に親しむ各種の行事の実施 【自然環境課】

人々が自然に対する理解を深め、自然を大切にしようとする心とモラルを育成するため、自然公園の健全な野外レクリエーションの場である園地、ビジターセンター、自然歩道等の施設を活用し、自然に親しむ活動等を通じ、自然教育等の推進やエコツーリズムを担う人材の育成を図っています。平成27年度は、西海国立公園宇久島及び島原半島で実施しました。

(3) 自然とのふれあいを推進する指導者等の育成 【自然環境課】

自然環境の保護及び自然公園の適正な利用を確保し、自然環境行政を推進するためには、市町及び民間の協力が不可欠です。自然保護活動の基礎となる自然に親しみ、自然を育む心を醸成するには、民間指導者の自主的な啓発活動に負うところが大きいのです。

県は長崎県未来環境条例に基づき、自然環境保全地域等を巡回し、自然環境の保全及び動植物の保護の状況を把握するとともに、自然保護について指導するため自然環境監視員を委嘱し、県下の希少野生動植物種保存地域に配置しています。

また、特に、国立公園及び国定公園を保護しその利用の適正化を図るため、自然公園指導員45人が環境省自然環境局長から委嘱されています。

(4) 森林とのふれあい（インタープリターとの連携） 【林政課】

長崎県民の森で開催する自然観察会、ネイチャーゲーム、木工クラフト、オリエンテーリング及び星の観察会など、インタープリター（森の案内人）と連携し、森林とのふれあう機会の提供に努め、森林に対する県民意識の啓発を図りました。

・平成27年度実績 イベントの回数 95回、参加人数 2,491人

課題

- 今後、自然学習のための魅力あふれる活動プログラムづくり等を重点的に行う必要があります。

第3章 循環型社会づくり

2-3-1 ゴミゼロながさきの推進

2-3-1-1 ゴミゼロ県民運動の展開

現状・施策

(1) 一般廃棄物の状況 〔廃棄物対策課〕

廃棄物の発生を抑制するためには、発生・排出段階での抑制と中間処理施設による減量化が必要です。

市町においては、ごみ処理手数料の有料化、各家庭による生ごみのコンポスト化などを実施することで発生抑制を図り、併せて、収集したごみから資源化物を選別しリサイクルすることで、焼却量や最終処分量の減量化に努めています。

県では、ごみの発生抑制と減量化について、県民の意識向上を推し進めるため、ごみ減量化・リサイクル等に関する各種広報を行い、また、身近にできる取組として「マイバッグキャンペーン（買い物袋持参運動）」やレジ袋無料配布中止、生ごみの減量化・リサイクル運動などを推進しています。

ごみ処理

長崎県における一人一日あたりのごみ排出量の推移を図2-3-1に示します。平成27年度は953g/人・日（速報値）であり、ごみ排出量は横ばい傾向にあります。

平成26年度実績の全国との比較では23番目に多い都道府県となっています。

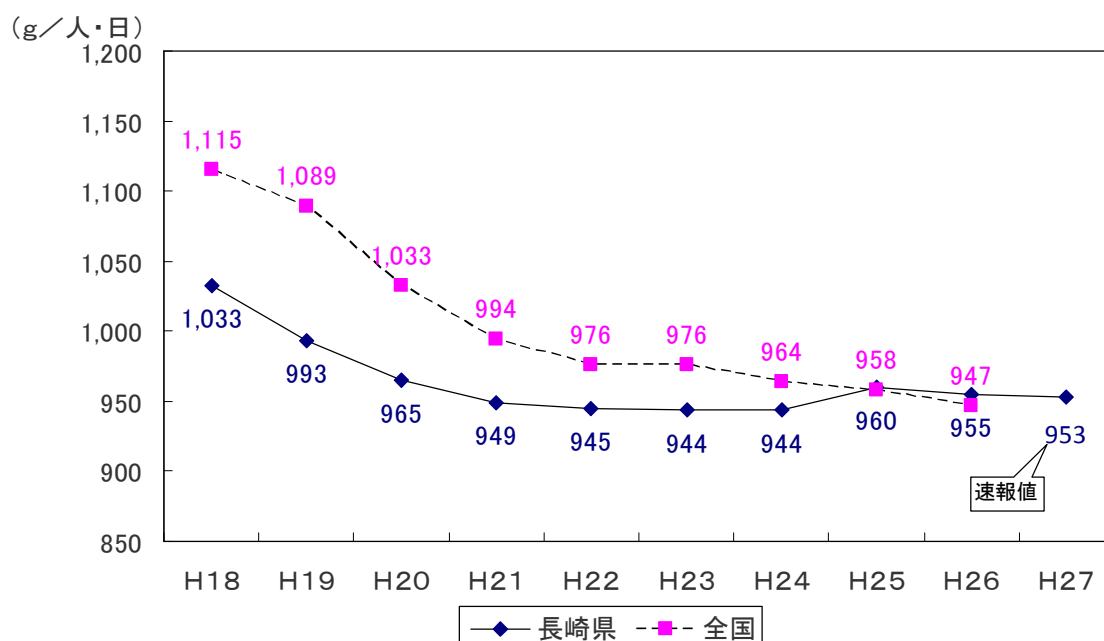


図2-3-1 一人一日あたりのごみ排出量の推移

(2) 産業廃棄物の状況 〔廃棄物対策課〕

平成27年度に実施した産業廃棄物実態調査（5年毎調査）によると、平成26年度の産業廃棄物の総排出量は、約447万トンと推計されます。

排出量を業種別にみると、農業・林業（動物のふん尿等）約165万トン（37%）、電気・ガス・熱供給・水道業（ばいじん、污泥等）約167万トン（37%）、建設業（がれき類等）約74万トン（17%）、製造業（污泥等）約37万トン（8%）となっています。（図2-3-2）

このうち約159万トン（35%）が排出事業者や処理業者により減量化されています。減量化の内訳は、種類別にみると電気・ガス・水道業及び製造業から排出される污泥の脱水が大半を占めています。（図2-3-3）

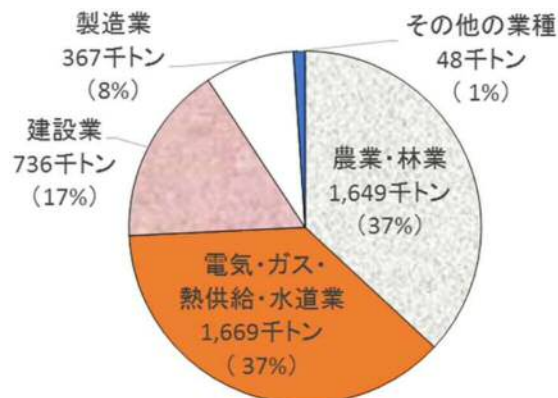


図2-3-2 産業廃棄物の業種別排出量（平成26年度）

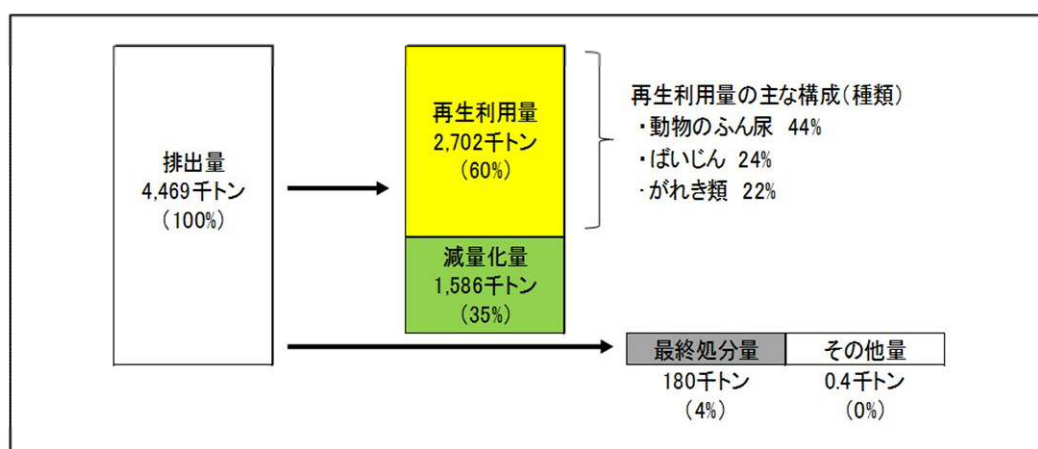


図2-3-3 産業廃棄物の処理の状況（平成26年度）

（3）ながさき環境県民会議 【廃棄物対策課】

平成15年2月、「ゴミゼロながさき推進会議（現ながさき環境県民会議）」において、廃棄物処理計画のアクションプランとして「ゴミゼロながさき実践計画」を策定しました。本計画は、本県の将来像である「ゴミのない資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』」を形成するため、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取組を示した、具体的な活動方針です。

同会議の構成団体は、毎年、実施計画を作成し、取組むとともに、本計画の進捗状況をPDCAサイクルにより管理・評価し、必要に応じて取組内容を見直すこととしています。

県としては、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、平成15年度から「ゴミゼロながさき推進事業」を展開しています。

その啓発事業の一環として、「ゴミゼロ」に関するシンボルマークを定める他、積極的な活動を行っている団体や個人を表彰するなど啓発活動を行っています。



なお、本計画は平成23年度に見直しを行い、平成27年度までに一般廃棄物の1人1日あたりの排出量を平成20年度の値に比べて115g削減すること、再生利用率を25%に向上させることを目標とし合計225の具体的な実践行動を掲げています。

また、新しい実践計画では「ゴミゼロ県民運動」として

- ①ゴミゼロ意識の確立に向けての実践行動
- ②家庭系廃棄物に係る実践行動
- ③事業系廃棄物に係る実践行動

を柱として、各構成団体等が連携・協力した取組を実践することとしています。

(4) ゴミゼロ県民運動 【廃棄物対策課】

環境保全に関して永年にわたり実践活動を続けられた方への表彰を実施し、功績をたたえとともにさらなる環境保全の推進を図っています。平成27年度は2団体が環境保全功労者表彰を受賞しました。

毎年10月を買い物袋持参運動の強化月間として、市町、消費者団体、県内小売店舗等と連携したマイバッグキャンペーンを展開しています。県内の一斉行動参加店における平成27年度のマイバッグの持参率は、約24.4%でした。また、平成27年度はながさき環境県民会議のメンバーを中心に、長崎市ベルナード観光通りにおいて、マイバッグ街頭キャンペーンを行い、キャンペーンチラシとエコバッグを配布しました。

生ごみの減量化を推進するため、県が「NPO法人大地といのちの会」に委託して育成した生ごみ減量化リーダーが、県内各地の保育園・幼稚園、小中学校、自治会等で生ごみの堆肥化、元気野菜づくりの実践指導を行っており、平成27年度は、延べ1,470回の活動実績がありました。

課題

- 廃棄物の排出抑制対策を一層進めていく必要があります。
- ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するためには、「長崎県廃棄物処理計画」で定めた基本目標や、具体的な数値目標を確実に達成していくことが重要です。

そのためには、県民、事業者、行政が互いに協力しながら役割を分担して、各種施策を展開していく必要があります。

2-3-2 廃棄物の適正処理と利活用の促進

2-3-2-1 廃棄物の適正処理の推進

現状・施策

(1) 一般廃棄物の処理状況 【廃棄物対策課】

ごみ処理

平成27年度（速報値）におけるごみの排出量は約490千トンであり、前年度に比べて約3千トン（約1.0%）減少しています。全排出量の96.1%が市町等で計画的に処理されており、その内訳は、直接焼却80.8%、焼却以外の中間処理10.5%、直接埋立処分3.1%、直接資源化1.7%となっています。また、全排出量の3.8%は集団回収により資源化されています。

ごみ処理事業費（平成26年度）については、処理施設の建設・改良費と処理及び維持管理費に分けられ、処理及び維持管理費の処理単価は1トン当たり39千円、年間一人当たり13千円となっています。

し尿処理

平成26年度における水洗化人口は1,061,804人（総人口に対する割合は75%）で、そのうち、公共下水道が55.4%、コミュニティ・プラントや浄化槽によるものが19.7%となっています。水洗化率は、公共下水道等の普及に伴い、前年度より1.2ポイント増加しています。

また、収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設（99.5%）、下水道投入（0.5%）で処理されています。

(2) 一般廃棄物の発生抑制・減量化目標の設定 【廃棄物対策課】

平成28年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」において、ゴミのない資源循環型の長崎県「ゴミ

ゼロながさき」を形成するため、将来の目標値を設定しました。

	排出量	県民一人一日 当たりの排出量	再生利用量	排出量に占める 割合
現状（H26年度）	49.3万 t	955g／人・日	7.9万 t	16%
目標（H32年度）	43.5万 t	886g／人・日	9.1万 t	21%

（3）一般廃棄物の適正処理の推進 【廃棄物対策課】

「長崎県廃棄物処理計画」に基づいて、一般廃棄物処理計画に基づき市町が行う廃棄物（し尿、ごみ等）の再資源化、減量化等の推進について調整・協力し、また、処理施設の整備並びに同施設における廃棄物の適正処理について指導、助言を行いながら総合的かつ計画的に推進しています。

施設整備状況

一般廃棄物を適正に処理するため、「長崎県廃棄物処理計画」、「長崎県ごみ処理広域化計画」や市町の「一般廃棄物処理計画」、「循環型社会形成推進地域計画」等に基づいて、今後も一般廃棄物処理施設の計画的な整備を推進します。

表2-3-1 一般廃棄物処理施設の現状（平成28年3月31日現在）

施設区分		施設数	処理能力等計
ごみ焼却施設 （稼働施設のみ）	全連続式	10	1712 トン/日
	准連続式	5	303 トン/日
	機械化バッチ式	6	70 トン/日
	計	21	2,085 トン/日
最終処分場		25	2,024,733 m ³
粗大ごみ処理施設		2	80 トン/日
資源化施設		15	205 トン/日
し尿処理施設	し尿処理施設	28	1,916 kL/日
	コミュニティ・プラント	11	4,328 m ³ /日

※稼働施設のみ掲載

※最終処分場の処理能力等計は、平成27年度末の残余容量を計上

廃棄物処理施設を整備する場合、国庫交付金制度（循環型社会形成推進交付金：環境省）が設けられており、平成27年度は7市町が、同制度を活用し、計画・設計や施設整備を行いました。

ダイオキシン類対策

平成27年度に法に基づき設置者が実施した排ガス中のダイオキシン類濃度の自主検査結果は、全施設で排出基準を満たしていますが、ダイオキシン類の年間排出量（一般廃棄物処理施設の合計）は0.50g-TEQ/年と昨年度より0.10g-TEQ増加しました。

（4）産業廃棄物の処理の状況 【廃棄物対策課、漁港漁場課、農産園芸課】

産業廃棄物処理施設及び（特別管理）産業廃棄物処理業の許可及び最終処分場の設置状況は、表2-3-2、表2-3-3のとおりです。

最終処分場については、平成27年3月31日現在の残容量は2,095千m³ですが、そのうち56.9%は火力発電所の自社処分場です。また、残余年数は、安定型処分場が6.8年、管理型処分場が16.1年となっています。

表2-3-2 産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の現状（平成28年3月31日現在）

区分	処理施設※			産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			処理業 合計
	中間処理 施設	最終 処分場	計	収集 運搬業	処分業	小計	収集 運搬業	処分業	小計	
県	181	10	191	1,599	147	1,746	182	1	183	1,929
長崎市	81	7	88	66	53	119	9	3	12	131
佐世保市	42	1	43	58	37	95	4	2	6	101
計	304	18	322	1,723	237	1,960	195	6	201	2,161

※設置許可対象施設

表2-3-3 最終処分場の設置状況（平成28年3月31日現在）

種類		区分	県	政令市 ※		計
				長崎市	佐世保市	
安定型処分場		施設数	8 (6)	5 (4)	1 (0)	14 (10)
管理型 処分場	処理業者所有	施設数		1 (1)		1 (1)
	事業者所有	施設数	2 (2)	1 (1)		3 (3)
	小 計	施設数	2 (2)	2 (2)		4 (4)
	計	施設数	10 (8)	7 (6)	1 (0)	18 (14)

（ ）は実稼働数

監視、指導の状況

平成27年度における立入検査等の実施状況（政令市を除く）は、表2-3-4のとおりです。

表2-3-4 立入検査等の実施状況（平成27年度）

項 目	排出事業者	産業廃棄物 処理業者	自動車リサイクル法 関連業者	合 計
立入検査	1,655	5,136	854	6,791
口頭指導	126	257	14	397
指導票交付	50	16	－	66
文書指導	8	8	－	16
報告徴収	13	9	－	22
命令・処分※	－	1	－	1

※命令・処分の内訳（処理業の取消し：2件）

PCB廃棄物対策

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、平成27年度から、高濃度PCB廃棄物の掘り起こし調査（環境省モデル事業）を実施しています。

高濃度PCB廃棄物の一部の処理期限が平成29年度までとなっており、今後も「長崎県PCB廃棄物処理計画」に基づき期限内の適正処理を推進します。

FRP漁船の処理体制づくり

離島地区において、FRP船リサイクルシステムによるFRP漁船の廃船処理を促進する体制づくりのため、地元自治体や漁協等と調整を行い、新上五島町において処理にかかる協議会を設立しました。

園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進

産業生産資材における園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進のため、各地域協議会の構成員を対象とした、県外産業廃棄物処理業者2社の視察研修を開催し、再生利用率の向上等の啓発活動に取り組みました。平成27年度の回収量は4,731t、回収率は97%でした。

(5) 産業廃棄物税の活用 【廃棄物対策課】

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図るため、「産業廃棄物税」を九州各県が連携して一斉に導入しています。

その税収を有効に活用するため、庁内関係部局で構成する「産業廃棄物税収活用プロジェクトチーム」で具体的事業の検討・調整を行い、平成27年度は17事業（事業費：124,512千円）を実施しました。

(6) その他の廃棄物 【廃棄物対策課】

環境美化（空きかん等散乱ごみ対策）の推進

毎年6月の環境月間には、県、市町及び長崎県保健環境連合会等の各種環境美化団体が協力して空きかん等回収キャンペーンを実施しており、平成27年度は137,919人が参加して約33万6000個の空きかん等を回収しました。

廃棄物不法投棄取締パトロール

不法投棄を防止するため、県庁、各保健所に廃棄物適正処理推進指導員を配置（平成27年度は18人体制）し、不法投棄取締パトロールを実施しています。

平成27年度は86件（前年比-28%）、1,852m³（前年比+15%）を発見し、そのうち68件（撤去率79.1%）の撤去が完了しました。

また、市町や警察、海上保安庁とも協力して防災ヘリコプターによる空域からのパトロールや巡視船等による海上からのパトロールを実施するなど、廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止に努めました。

課題

- ごみ処理広域化の進展により、一部の廃止されたごみ処理施設が未解体の状況であり、ダイオキシン類の周辺環境への流出が懸念されるため、早期解体に努める必要があります。
- 産業廃棄物最終処分場の残余容量は、安定型最終処分場、管理型最終処分場とも、近年横ばいで推移していますが、将来的には容量不足が懸念されています。再生処理や減量化を進め最終処分量を削減することが必要です。
- 環境美化の一層の推進に向け、行政機関と民間団体等が連携し、各種の実践活動を通じ、県民の意識の高揚を図る必要があります。
- 不法投棄を防止のため、取締パトロールを強化し、発見事案の徹底的な追跡調査を行いながら早期改善に努める必要があります。

2-3-2-2 廃棄物の再資源化の推進

現状・施策

(1) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進 【廃棄物対策課、畜産課】

一般廃棄物

一般廃棄物のリサイクルについては、主に、資源ごみの分別収集、資源化施設による資源回収及び集団回収により取組まれています。平成27年度の再生利用率は15.9%（速報値）と、前年度から0.1ポイント増加しています。

また、家庭から排出されるごみの約6割の容積を占める容器包装廃棄物の排出抑制と再資源化としての十分な利用を図るため、県内全市町において分別収集計画に基づいた容器包装リサイクルを推進しており、平成27年度の分別基準適合物の収集実績は27,980トンとなっています。

産業廃棄物

資源化量は、発生した不要物等のうち有償物として回収されたものと産業廃棄物として排出された後、再生利用されるものとの合計です。平成27年度に実施した産業廃棄物実態調査（5年毎調査）によると、平成26年度の有償物量は約24万トン、再生利用量は約270万トン、合計約294万トンが資源化されています。

特に、家畜ふん尿を適正に管理し堆肥として利用することは、資源の有効活用の観点から大変重要であり、環境への負荷が少ない資源循環型農業に資するものです。今後も、良質堆肥の生産、堆肥の広域流通など有機性資源の循環利用を推進します。

(2) 長崎県リサイクル製品等認定制度 【廃棄物対策課】

リサイクル製品等の普及拡大と環境産業の育成を目的として、長崎県リサイクル製品等認定制度を運用しています。認定製品等は、県の環境物品等調達方針において重点的に調達を推進すべき環境物品等に位置づけ、利用促進を図っています。また、認定製品等の利用を市町に推奨するとともに、認定製品等の情報をホームページ等で公開することにより、市町及び民間の利用拡大を目指しています。

平成27年度の新規認定件数は20件、更新は23件で、平成27年度末で207件を認定しています。

課題

- 現状の一般廃棄物リサイクル率が全国平均に比べ低いため、住民と連携した分別回収システムの整備を図るなど、より一層の取組が必要です。
- 産業廃棄物の減量化やリサイクルに取組む事業者への支援やリサイクル製品の普及促進を図る必要があります。
- 家畜排せつ物法が施行されてから、家畜ふん尿の堆肥化処理が進み、土づくりに有効利用されていますが、地域によっては適正量を超える堆肥が農地に投入されているケースもあり、地域内の堆肥需給の適正化に向けて、地域を越えた堆肥の広域流通やバイオマスとしての利活用の促進が求められています。
- 地域住民、中小の事業者等が容易に継続して取組める仕組みづくりが必要です。
- リサイクル製品等認定制度における品質、環境安全性等に関する技術基準の整備を推進し、リサイクル認定製品の品目拡大と普及を図る必要があります。

2-3-2-3 漂流・漂着ごみ対策の推進

現状・施策

(1) 漂着ごみ対策 【廃棄物対策課、港湾課、漁港漁場課、農村整備課】

本県は日本列島の西端に位置し、海岸線総延長約4,200kmと北海道に次ぐ全国第2位の長さを有し、地形的な特性から、国内外からの様々なごみが毎年多く漂着していることから、平成22年10月に策定した「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、継続して漂着ごみ対策を実施しています。

平成27年度は、市町に対し、漂着ごみの回収処理・発生抑制対策費用について国庫補助による支援を行うとともに、県管理海岸においても海岸清掃を実施し、合計2,043トン进行回収しました。

(2) 海浜の環境美化対策 【漁港漁場課】

長崎県漁業協同組合連合会などの水産関係団体と市町、県が一体となって海と渚の環境美化を推進し、水産業の振興に寄与するため、「長崎県海と渚環境美化推進委員会」を組織し、7月15日から8月13日までの30日間の推進期間中にポスター・新聞等による環境美化キャンペーンを行うとともに、県下一斉浜そうじを実施しました。

また、有明海の漁場環境を改善するため、本県と佐賀・福岡・熊本県で組織する「有明海沿岸4県漁場環境保全総合美化推進事業推進協議会」が、有明海の漁場環境保全に関する啓発活動及び漂流ごみの回収や海浜清掃を行いました。

(3) 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃 【廃棄物対策課】

平成27年5月1日から7月31日を、一斉清掃期間と定め、日韓8県市道で啓発活動、清掃活動を実施しました。本県においては、県内11市4町63か所で海岸清掃を実施し、延べ10,440人の参加により159トンのごみを回収しました。

課題

- 本県における漂流・漂着ごみ問題に関し、国、県、市町、住民団体等が適切な役割分担と相互協力によって対策を実施する必要があります。
- 漂着ごみ問題に対する県民の意識の高揚とモラルの向上や本県の特徴である外国由来のごみ対策等が課題となっており、啓発や環境教育の充実、更に漂着ごみの発生抑制対策に取組む必要があります。

第4章 安全・安心で快適な環境づくり

2-4-1 大気環境の保全

2-4-1-1 広域的汚染への対策の推進

現状・施策

(1) アジアの環境問題への貢献プロジェクト 【環境政策課】

平成23年9月に長崎県環境部と福建省環境保護庁の間で締結した「環境技術交流に関する協定」に基づき、平成25年度から、環境関係の技術者2人ずつを、相互に派遣、受入れて、両地域の環境に関する課題やその解決に向けた対応策について情報交換を行っています。平成27年度は環境モニタリング及び環境科学技術について交流事業を行いました。

(2) 日韓海峡沿岸環境技術交流会議 【環境政策課】

九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）及び山口県と韓国南岸1市3道（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）による「日韓海峡沿岸環境技術交流会議」での合意に基づき、日韓両地域での環境問題や環境行政施策等に関する共同事業を実施しています。平成27年度は、「微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する高濃度時期の広域分布特性調査」を実施し、結果を報告書として公表しました。

(3) 大気常時測定結果 【地域環境課】

大気汚染防止法に基づき、一般環境大気測定局42局（長崎県11局、長崎市4局、佐世保市5局及び企業所管局22局）、自動車排出ガス測定局4局（長崎市2局、佐世保市2局）、気象測定局1局（企業所管局）の計47測定局において大気汚染状況の常時監視を実施しました。平成27年度の測定結果は次のとおりでした。

二酸化硫黄（SO₂）

38測定局（自動車排出ガス測定局1局を含む。）で測定を行い、短期的評価及び長期的評価（2%除外値）ともに全ての測定局において環境基準を達成し、平成11年度から17年連続して全ての測定局で環境基準を達成しています。

浮遊粒子状物質（SPM）

42測定局（自動車排出ガス測定局3局を含む。）で測定を行い、短期的評価及び長期的評価（2%除外値）ともに全ての測定局において環境基準を達成しています。

二酸化窒素（NO₂）

41測定局（自動車排出ガス測定局4局を含む。）で測定を行い、全ての測定局において環境基準を達成し、平成17年度から11年連続して全ての測定局で環境基準を達成しています。

光化学オキシダント（Ox）

30測定局（一般環境大気測定局30局）で測定を行い、全ての測定局で環境基準を超過し、超過日数は17～112日でした。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

18測定局で測定を行い、11局で環境基準を達成しています。

7局で環境基準を達成できなかった理由としては、大陸からの越境大気汚染物質の移流や黄砂の飛来が大きな要因と考えられます。なお、測定開始以降、度々高濃度のPM_{2.5}が観測されています。

(4) 大気汚染緊急時対策 【地域環境課】

PM_{2.5}や光化学オキシダントについては、健康に影響が及ぶ可能性がある場合は一般住民等に向けて注意喚起等を行っています。平成27年度は平成28年1月4日に対馬地区にPM_{2.5}の注意喚起を行いました。なお、光化学オキシダントの注意報発令はありませんでした。

また、松浦市には2電力企業の大型の石炭火力発電所が稼働しており、県北地域では、環境保全協定に基づく発令濃度ランクを定める等、更に詳細な緊急時対応を整えています。

（5）有害大気汚染物質調査 【地域環境課】

大気汚染防止法に基づき、21の有害大気汚染物質について8地点で調査を実施しました。その結果、環境基準が定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）は環境基準を達成し、健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている9物質は指針値以下、環境基準等が設定されていない8物質は平成26年度の全国調査結果の平均値と比較して同等若しくはそれ以下でした。

（6）酸性雨モニタリング調査 【地域環境課】

長崎市、佐世保市、諫早市の各地点において採取した降雨について、pH（水素イオン濃度）の分析を実施しました。平成27年度は3地点の1降雨のpHの年平均値が4.69～4.99の範囲にあり、環境省が全国23地点で実施した平成26年度の全国の酸性雨対策調査結果の年平均値（4.40～5.19）と比較して同等もしくはそれ以下でした。

課題

- 大気環境中の環境基準の達成状況や経年変化等を継続して把握する必要があります。
- 人の健康に影響が予想される場合など緊急時には住民への周知が必要です。また、PM2.5は人体への健康被害に関する知見がまだ少ないのが現状です。
- 酸性雨の原因物質は、自動車、ゴミの焼却、重油や石炭を燃やして発電する火力発電所等から発生します。酸性雨の発生を防ぐには私たち一人一人が資源やエネルギーの無駄使いをなくすことが重要です。

2-4-1-2 発生源対策の推進

現状・施策

（1）発生源の現況 【地域環境課】

固定発生源

大気汚染防止法では、ばい煙や粉じんを多く発生し大気を汚染するおそれのある一定規模以上のものを「ばい煙発生施設」及び「粉じん発生施設」として、設置や構造の変更等に際し届出を義務付け、ばい煙の排出量や一般粉じん発生施設の管理について規制しています。平成27年度末における届出施設数は、ばい煙発生施設が1,934施設で、一般粉じん発生施設は1,001施設です。

（2）大気環境保全対策 【地域環境課】

固定発生源対策

大気汚染防止法に基づき、工場・事業場のばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設への立入検査等を実施し、届出内容の確認や維持管理の指導等を行っています。平成27年度は、ばい煙発生施設453施設、一般粉じん発生施設1,064施設、計1,517施設に立入検査を実施しましたが、違反施設はありませんでした。また、ばい煙発生施設の5工場・事業場で排ガスを測定しましたが、基準超過はありませんでした。

なお、本県には固定発生源である大型の火力発電所が3か所に立地していますが、事業者及び地元市町、県とで環境保全協定を締結し、硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじんについて排出基準よりも更に厳しい協定値を設定するとともに、各発電所の周辺には、硫黄酸化物及び窒素酸化物濃度の自動測定機が設置され、本県のテレメータシステムで常時監視を行っています。

（3）自動車排出ガス測定結果 【地域環境課】

自動車排出ガスの寄与が大きい二酸化窒素と一酸化炭素について、4か所（一酸化炭素は3か所）の自動車排出ガス測定局で継続して測定を行っています。平成27年度は全ての測定局で環境基準を達成しています。

（4）公共交通機関の利用促進（再掲） 【環境政策課、新幹線・総合交通対策課】

ながさき環境県民会議と合同で、3月に県下一斉ノーマイカー＆エコドライブウィークを実施しており、平成27年度は、400社（者）、約27,600人が参加し、約52tの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

また、長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のためラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取組みました。

（5）エコドライブの普及促進（再掲） 【環境政策課】

NPOと協働した「エコドライブ＆エコカー普及事業」において、県内のイベント会場の来場者・市町職員等を対象に、ドライビングシミュレーターを用いたエコドライブ模擬体験講習を実施しました。

（6）環境に配慮したまちづくり（再掲） 【都市計画課】

鉄道の高架化により複数の踏切が一挙に除却されるため、道路交通の円滑化が図られ、一旦停止や待ち時間のアイドリングが無くなることで、二酸化炭素の発生量が削減されます。

JR長崎本線連続立体交差事業

・解消する踏切の数 4箇所（長崎市松山町～尾上町）

課題

- 大気環境基準の維持達成に向けた工場・事業場からのばい煙等の排出抑制や、有害大気汚染物質の使用実態及び排出状況等の把握並びに削減対策等を啓発する必要があります。
- マイカー自粛、公共交通機関に乗り換えるパーク・アンド・ライドや通勤シャトルバスの運行などの普及のため啓発する必要があります。

2-4-1-3 騒音・振動・悪臭対策の推進

（1）騒音対策 【地域環境課】

環境騒音

平成27年度は、環境監視のため、5市2町において161地点で環境騒音定点調査を行っています。その結果、基準適合地点は昼間帯で149地点、夜間帯で138地点、全時間帯で136地点でした。

自動車騒音

○自動車騒音（環境基準関係）

平成27年度に県内2区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間のいずれも環境基準を達成しました。

○自動車騒音（要請限度関係）

平成27年度は、県内5市2町の主要幹線道路を中心とした56地点で、要請限度の騒音測定調査を実施しました。その結果、昼間・夜間の2時間帯のいずれも要請限度を超過した地点はありませんでした。

航空機騒音

長崎空港周辺には、本土側の大村飛行場(旧A滑走路)と海上の民間の航空機が発着する長崎空港(B滑走路)の2本の滑走路があり、長崎空港の騒音影響については10地点、大村飛行場の騒音影響については6地点で、航空機騒音の調査を実施しています。平成27年度は、長崎空港の騒音影響について測定する全ての地点で環境基準を満足していましたが、大村飛行場に係る測定地点では4地点で環境基準を超過しました。

（2）振動対策 【地域環境課】

生活環境の保全と健康の保護を目的として主要幹線道路の交通振動について調査を行っています。平成27年度は4市において33地点で調査を実施しましたが、要請限度の超過はありませんでした。

（3）悪臭対策 【地域環境課】

悪臭防止法では、工場その他の事業場から発生する悪臭の規制について、アンモニアや硫化水素など悪臭防止法に定める22物質の濃度に着目した「物質濃度規制」と、人の嗅覚を利用してにおいの強さを総合的に評価する「臭気指数規制」があります。「臭気指数規制」は、平成16年4月1日から時津町で、平成16年10月1日から大村市で導入されています。

課題

- マイカー自粛、公共交通機関の利用促進について、引き続き啓発する必要があります。
- 商業施設等の進出に伴い交通渋滞が日常化する地区が発生しています。
- 悪臭対策については、単一物質ではなく複数の物質が混った複合臭気に対応する必要があるため、市町では人の嗅覚測定を用いた「臭気指数規制」の導入など、地域の実情に応じて対応する体制を整備する必要があります。

2-4-2 水環境の保全

2-4-2-1 海域・河川・湖沼・地下水の水質保全、改善対策の推進

現状・施策

（1）海域、河川、湖沼等の水質保全対策 【地域環境課】

公共用水域の水質監視状況

県は、水質汚濁防止法に基づき、毎年度測定計画を作成し、公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況について、長崎市及び佐世保市等の関係機関とともに常時監視を実施しています。

公共用水域については、県内の主要河川・湖沼及び海域で健康項目（27項目、172測定地点（河川75地点、湖沼2地点、海域95地点））及び生活環境項目（河川5項目・湖沼6項目・海域7項目、71水域136の環境基準点（河川56水域58地点、湖沼1水域2地点、海域14水域76地点））の調査を実施しました。

平成27年度は、健康項目については河川1地点で環境基準を超過しました。生活環境項目については、有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD又はCODについて、河川（BOD）の全56水域で達成し、湖沼（COD）1水域は未達成、海域（COD）の14水域76地点中61地点で達成しました。

地下水

環境基準項目について、長崎市及び佐世保市とともに地下水の調査を実施しています。平成27年度は県内95地点（概況調査31地点、汚染井戸周辺地区調査30地点、継続監視調査34地点）において水質測定を実施しました。その結果、概況調査の全地点、汚染井戸周辺地区調査の27地点、継続監視調査の16地点で環境基準を達成しました。

海水浴場の調査

県下の主要な23海水浴場で、開設前と開設中の2回、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD、透明度などを調査しています。平成27年度の調査では、遊泳不適の海水浴場はありませんでした。

（2）大村湾水質保全対策 【地域環境課】

県本土の中央部に位置し、古くから多くの人々に親しまれている大村湾については、平成26年3月に策定した「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、4つの基本的な方向性に沿った事業を開

係機関が展開することにより、生物多様性を高め、自律的な環境修復能力の向上と持続的な活用が可能
な生産性が高い“宝の海”の実現をめざしており、継続した水質保全対策を進めています。

平成27年度は、貧酸素水塊対策や再生砂による浅場造成などの事業を行いました。

（3）諫早湾干拓調整池の水質保全対策 【地域環境課】

諫早湾干拓調整池については、平成20年3月に策定した「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創
造のための行動計画」に基づき、調整池の恒久的な水質保全を図るとともに、新しく生じている水辺環
境や生態系を住民とともに守り育み、自然豊かな水辺空間づくりを推進しています。

平成27年度は、調整池流域の水質調査をはじめ、流域自治体が行う生活排水対策への助成、環境学習
等の事業を行いました。

（4）諫早湾周辺地域環境保全型農業推進事業 【農業経営課、諫早湾干拓課】

「第2期行動計画」に基づき、土づくりを重視した栽培や減化学肥料、減化学農薬栽培など環境負荷
を軽減する環境保全型農業を推進しています。具体的には、表土や肥料養分等の流出を防止するカバ
ークロップの推進や化学肥料及び化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組にあわせて地球温
暖化防止や生物多様性保全に効果のある取組を行う個々の農業者に対する支援（環境保全型農業直接支
払交付金）、有機物を活用した窒素負荷低減対策技術開発のための試験等に取り組みしました。

・平成27年度実績

カバークロップ導入面積（諫早湾干拓調整池流域畑地）	170ha
環境保全型農業直接支払交付金面積（平成諫早湾干拓地及び諫早湾干 拓調整池周辺農地）	1,058ha

（5）島原半島地域地下水汚染対策 【地域環境課、農業経営課、畜産課】

島原半島では、地下水の硝酸性窒素・亜硝酸性窒素濃度の環境基準（10mg/L）超過率が、県内の他
地域に比べて高い傾向にあります。このため、「島原半島窒素負荷低減計画」により硝酸性窒素等による
地下水汚染を改善するため、特別栽培やカバークロップ植栽等環境保全型農業の推進、半島内の余剰堆
肥の域外への流通促進など総合的な対策を講じています。

（6）漁場環境の改善（再掲） 【漁港漁場課】

磯焼け対策の取組において、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置し、
海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備しました（五島地区、上五島地区、対馬
地区（3地区3箇所 計1.94ha））。

また、魚介類の産卵・生育場所であるとともに、漁場の環境保全維持機能を持つ藻場・干潟等の維持
回復・拡大を図るため、藻場・干潟等の維持・管理等の環境保全活動を行う県内48組織に対し、国交付
金事業を活用し支援を行いました。

（7）赤潮被害防除技術の研究開発 【漁政課】

本県海域における有害赤潮発生件数は平成18年(暦年)以降、7～27件/年で推移しており、平成24年以
降は増加傾向にあります。以上のことから総合水産試験場では、有害赤潮の多発海域や過去に大きな漁
業被害が生じた海域の調査を実施し、有害赤潮の発生特性の把握・動態予測手法や有効な防除方法の検
討などを行うことで、漁業被害の防止・軽減に努めています。

特に、平成27年度の取組としては、過去に県北海域において養殖クロマグロ等に大きな被害を与えた
カレニア ミキモトイ赤潮について、モニタリングの強化等により早期検出し、漁業被害の防止対策を図
ることができました。

課題

- 水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の環境基準の達成状況や経年変化を継続して実施する必要があ

ります。

- 本県は地形的に閉鎖性が強い水域が多いため、継続した生活雑排水の対策のほか、浅場の造成など自然が持っている自律的浄化能力を活用した取り組みが必要です。
- 諫早湾干拓調整池は、生活排水や面源系からの流入負荷と調整池内の潜在的な汚濁負荷が要因となっており、その対策にかかる事業の推進や、新たな水質浄化対策の構築が大きな課題です。
- 島原半島では、広域的に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が地下水から検出され、一部の地域では、水質の改善がみられず環境基準を超過している状況が続いていることから、対策の強化が必要です。

2-4-2-2 発生源対策の推進

現状・施策

(1) 生活排水対策の総合的推進 【地域環境課、水環境対策課】

炊事、洗濯、入浴など私たちの日常生活に伴う生活排水が近年における公共用水域の水質汚濁の大きな要因となっており、下水道整備のほか、地域の実情に応じ農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備等を行っています。平成27年度末の汚水処理人口普及率は78.8%です。

(2) 生活排水対策重点地域 【地域環境課】

諫早湾流域、有明海及び橘湾流域の生活排水対策重点地域指定を受けた市が行う生活排水対策啓発事業に技術支援、財政支援を行っています。重点地域の市町は、自ら策定した「生活排水対策推進計画」に基づき、下水道や浄化槽等の整備を図るとともに生活排水対策の啓発等を行っています。

(3) 汚水処理施設整備の推進 【水環境対策課、漁港漁場課】

各種汚水処理施設の有する特性や経済性を勘案した効率的かつ適正な整備を行うため、本県では、平成23年度に「長崎県汚水処理構想2012」を策定し、これに基づき整備を行っています。

- ・下水道事業実施市町 9市7町（平成27年度末現在） 40施設
- ・農業集落排水事業実施市町 7市3町（平成27年度末現在） 52地区
- ・漁業集落排水事業実施市町 2市（平成27年度末現在） 2地区

また、平成25年度に汚水処理施設の普及を促進するため、市町が新規に着手する汚水処理施設整備に対し、財政的支援を行うよう「長崎県汚水処理総合交付金制度」を設けました。

(4) 浄化槽の整備 【水環境対策課】

生活雑排水による公共用水域の汚濁等に対処するため、浄化槽の設置及び整備を推進しています。

浄化槽設置整備事業（個人設置型）

浄化槽設置に対する個人への補助制度は、昭和60年度から、閉鎖性水域である大村湾流域を対象にスタートし、平成3年度からは、補助対象を県下全域に拡大しています。

- ・事業実施市町 13市6町（平成27年度末現在）

浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）

市町村が設置主体となって浄化槽の整備・管理を行う浄化槽市町村整備推進事業は、本県では平成14年度から事業が実施されています。

- ・事業実施市町 1町（平成27年度末現在）

浄化槽の適正な維持管理に関する指導

浄化槽の管理者による適正な維持管理の実施、浄化槽保守点検業者による定期的な保守点検、（一財）長崎県浄化槽協会による法定検査の適正実施等、「浄化槽法」に基づき浄化槽の適正な運用を指導し、生活環境や海、川などの水質環境の保全に努めています。

（5）諫早湾干拓事業関連水質保全緊急対策資金利子助成事業 【諫早湾干拓課】

諫早湾干拓調整地の水質保全対策のひとつとして、流域における農業集落排水施設への接続を促進することにより、調整池の水質保全を図るため、接続に伴う宅内配管工事費用等の借入資金に対する利子助成を行いました。（市が行う利子助成に対し、県がその1/2を助成）

・平成27年度実績 2千円

（6）工場・事業場の監視状況 【地域環境課】

水質汚濁防止法及び長崎県未来環境条例に基づき、工場・事業場に立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等を確認するとともに、排水基準に違反し又は違反するおそれのある事業場については、改善の指導や勧告、さらには改善命令等の行政措置を行っています。平成27年度は立入検査を1,622件実施しました。そのうち682件で排水基準の遵守状況を確認したところ19件の違反があり、改善の指導や勧告を行いました。

課題

- 污水处理施設の整備は全国と比較すると遅れており、水環境保全のためにも整備を進める必要がありますが、未実施の所は離島地域や半島地域で財政力の弱い市町が多く、なかなか整備速度が上がらない状況です。
- 生活排水の処理率を高めるためには、地域住民の生活排水対策への理解と協力のもと、下水道や農業・漁業集落排水処理施設、浄化槽等の一層の普及促進が重要です。
- 大村湾や諫早湾干拓調整池などの閉鎖性水域周辺を中心に污水处理施設の整備が進んでいます。今後は、離島地域を含めた県下全域での整備を進めていく必要があります。
- 法や条例で規定されている排水基準等の遵守が徹底されるよう、工場・事業場に対する効率的で効果的な監視の実施が課題です。

2-4-2-3 土壌・地盤環境の保全

現状・施策

（1）土壌汚染の現状 【地域環境課】

現在、大規模な土壌汚染は発生していませんが、これまで昭和40年代後半に対馬市佐須地区で農用地汚染が確認され、その後、土地改良が行われました。

（2）土壌汚染の実態把握・研究調査 【地域環境課】

地下水モニタリング体制の充実等により土壌汚染の実態把握に努めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による土壌汚染の実態を把握するための環境監視を行っています。

（3）土壌汚染対策法への対応 【地域環境課】

土地所有者の土壌調査で指定基準を超える有害物質が検出された場合は、県知事（長崎市長、佐世保市長）は、その土地に関して区域を指定し、汚染土壌の除去等の措置を講じることを指示するなど、汚染の拡大防止を図っています。平成27年度は長崎市が2件、佐世保市が1件の形質変更時要届出区域の指定を行いました。

（4）農業生産と環境対策 【農業経営課】

環境保全型農業の推進

農業は食料の供給の機能のほか、国土の保全や環境の保全といった多面的機能を有しています。農業の持続的な発展のためには、農業の自然循環機能の維持増進が重要で、農業生産の全体の在り方を環境保全に貢献する営みに転換していくことが必要です。

本県では、現行農業技術を評価した上で、有機質資源の有効利用による土づくりを基本とし、化学肥料・農薬の適正使用により、土壌、地下水等の自然・農業生産環境の保全を推進してきました。

農業生産工程管理（GAP）の推進

環境保全、農産物の安全性の向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、農産物の安全性の確保、環境保全等のために農業者の最低限守るべき事柄を示し、農業生産における様々なリスクを低減する取組であるGAPを推進しました。

・平成27年度実績 GAP取組集団数：156集団

（5）地盤環境の保全 【地域環境課】

諫早市の沖積層からなる地域では、過去に地下水の過剰な汲み上げにより地盤沈下が発生した地区がみられます。現在、地盤沈下の進行は緩和傾向にありますが、地下水位の動向には注意が必要です。

課題

- 一定規模以上の土地の形質変更を行う際の事前届出や、汚染土壌を拡散させないことで健康リスクを低減させるといった、土壌汚染対策法の制度及び趣旨の周知を一層図る必要があります。
- 県内の一部の地域でテトラクロロエチレン等有機塩素化合物や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地下水汚染が確認されています。
- 本県では平成12年4月に「持続農業法」に基づいて「長崎県持続性の高い農業生産の導入に関する指針」を策定しました。持続性の高い農業生産方式(土作り、化学肥料低減技術及び化学農薬低減技術を一体的に行う)の導入をする農業者を、「持続農業法」に基づきエコファーマーとして認定を推進します。
- GAPの取組を指導する指導員の養成を図りながらGAPの取組を引き続き推進するとともに、環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。

2-4-2-4 健全な水循環の確保

現状・施策

（1）雨水・再生水の利用 【水環境対策課】

水の循環利用とは、雨水や再生水を、トイレ洗浄水、樹木への散水等の雑用水に有効活用することを行います。

県では、雨水、再生水の利用促進について、調査や情報収集を行うとともに、ホームページや冊子などにより、啓発に努めています。

（2）水源地域整備事業 【森林整備室】

水資源に乏しい本県において、県土の60%を占める森林は良質な水の供給源であり、水を育む緑のダムとして重要です。

水資源確保上重要な水源森林については整備を促進し、森林の持つ水源かん養機能の持続的発揮及び良好な森林水環境の形成を図ります。

・平成27年度奥地保安林保全緊急対策事業実施 1か所

（3）環境保全林緊急整備 【森林整備室】

市町が公益的に重要と位置付ける森林やながさき水源の森、保安林等のうち、荒廃した人工林を「ながさき森林環境税」を活用し整備を推進しました。

・平成27年度環境保全林緊急整備事業実施 40ha

課題

- 雨水・再生水の利用促進が図られるよう、啓発を継続していく必要があります。
- 森林の持つ水源かん養機能を持続的に発揮させるため、継続的に森林整備を推進する必要があります。

2-4-3 環境保健の推進

2-4-3-1 環境放射線の監視

現状・施策

（1）環境放射線の現状・対策について 【地域環境課】

東日本大震災以降、放射線の監視に対する県民の関心は高まっており、特に本県は原子力発電所立地県の佐賀県の隣接県であり、モニタリングを確実に行う必要があることから、玄海原子力発電所から30km圏内（UPZ圏内）に10箇所、及び広範囲な地域に5箇所のモニタリングポスト（モニタリングステーションを含む）を設置し空中放射線量率の常時監視を行っています。

この監視結果については、県民の不安解消につながるよう、ホームページを活用しリアルタイムで情報提供を行っています。なお、平成27年度にはモニタリングポスト等を補完するための簡易電子線量計を、UPZ圏内に12箇所設置し、緊急時に備えています。

この他、土壌、降下物、農産物及び海産物等の環境試料を採取し、試料に含まれる放射能の測定を行っています。また、原子力災害発生時の対応を記載している「緊急時モニタリング計画」を策定し緊急時に備えています。

課題

- 環境放射線を監視し、環境への影響を評価するうえで、異常発生時における職員の迅速かつ的確な対応能力等の向上及び緊急時モニタリング実施体制の更なる充実・強化が必要です。

2-4-3-2 有害物質に対する健康対策の推進

現状・施策

（1）有害大気汚染物質調査（再掲） 【地域環境課】

大気汚染防止法に基づき、21の有害大気汚染物質について8地点で調査を実施しました。その結果、環境基準が定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）は環境基準を達成し、健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている9物質は指針値以下、環境基準等が設定されていない8物質は平成26年度の全国調査結果の平均値と比較して同等若しくはそれ以下でした。

（2）大気汚染緊急時対策（再掲） 【地域環境課】

PM_{2.5}や光化学オキシダントについては、健康に影響が及ぶ可能性がある場合は一般住民等に向けて注意喚起等を行っています。平成27年度は平成28年1月4日に対馬地区にPM_{2.5}の注意喚起を行いました。なお、光化学オキシダントの注意報発令はありませんでした。

また、松浦市には2電力企業の大型の石炭火力発電所が稼働しており、県北地域では、環境保全協定に基づく発令濃度ランクを定める等、更に詳細な緊急時対応を整えています。

（3）PM_{2.5}健康影響の解析 【環境政策課】

環境保健研究センターで実施する経常研究「長崎県における微小粒子状物質（PM_{2.5}）と健康影響に関する研究（平成26～28年度）」において、毎年春期に3ヶ月間の集中観測を実施し、PM_{2.5}構成成分の詳細データを収集しています。併せて、関係医療機関と連携して喘息患者の追跡調査を実施しており、PM_{2.5}

による健康影響の統計的及び症例的な解析に取り組んでいます。

(4) アジアの環境問題への貢献プロジェクト（再掲） 【環境政策課】

平成23年9月に長崎県環境部と福建省環境保護庁の間で締結した「環境技術交流に関する協定」に基づき、平成25年度から、環境関係の技術者2人ずつを、相互に派遣、受入れて、両地域の環境に関する課題やその解決に向けた対応策について情報交換を行っています。平成27年度は環境モニタリング及び環境科学技術について交流事業を行いました。

(5) アスベスト対策連絡会議 【地域環境課】

県内のアスベスト問題に関して、適切かつ迅速な対策を実施するため「長崎県アスベスト対策連絡会議」を設置し、アスベストに関する情報の共有、実態把握に努め、施設における除去対策等の取組を推進しています。

(6) 民間建築物の吹付けアスベスト対策 【建築課】

現在、建築物にアスベストの飛散の恐れのある建築材料を使用することは禁止されていますが、過去に建てられた建築物には、吹付け材アスベストが含まれ、放置しているとアスベストが飛散する恐れがある建築物があるため、民間建築物に対するアスベストの含有を確認する成分調査及びアスベスト除去等対策工事費用を市町と連携して助成を行っています。（表2-4-1）

表2-4-1 民間建築物の吹付けアスベスト等の除去等件数

年度	除去等対策工事（件）		成分調査（件）	
		うち助成件数		うち助成件数
H27	3	3	9	8

課題

- 建築物の吹付けアスベストの除去等対策工事費用に対し助成していますが、所有者は、なお多額の自己負担が必要です。

2-4-3-3 化学物質等の環境リスク対策の推進

現状・施策

(1) 化学物質の規制の推移 【地域環境課】

化学物質による環境汚染を防止するために、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）により、特定の化学物質に対する環境中への排出規制や化学物質の製造・使用の規制等が行われ対策が進められています。

(2) ダイオキシン類に係る環境の常時監視 【地域環境課】

本県では、平成10年度から平成11年度は大気汚染防止法に基づき大気環境中のダイオキシン類濃度調査を、平成12年度からはダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気環境、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌についてダイオキシン類の汚染状況調査を実施しています。平成27年度は93地点で調査を行い、全ての地点で環境基準を達成しています。

(3) ダイオキシン類の発生源対策 【地域環境課】

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を発生する施設を特定施設として指定し、排出規制を行っています。ダイオキシン類の発生源対策としては、主な発生源である廃棄物焼却炉を中心に排出ガスや排出水中のダイオキシン類濃度の検査を実施するとともに、設置者から報告があった年1回以上の

自主検査の結果を公表しています。平成27年度は立入検査を実施した8施設及び設置者による自主検査の大気基準適用81施設、水質基準適用施設4施設の全てにおいて排出基準に適合していました。

(4) PRTR法による適正管理 【地域環境課】

工場・事業場が取扱う（製造や廃棄処分を含む。）化学物質を自ら適正に管理し、その取扱い状況について県を通じて国に報告することにより、環境への排出について把握し抑制することを主な目的としています。PRTR法による主な届出事業者は、ガソリンスタンド、一般廃棄物処理施設、下水道事業者などで、平成27年度は353件の届出がありました。

(5) PCB廃棄物対策（再掲） 【廃棄物対策課】

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、平成27年度から、高濃度PCB廃棄物の掘り起こし調査（環境省モデル事業）を実施しています。

高濃度PCB廃棄物の一部の処理期限が平成29年度までとなっており、今後も「長崎県PCB廃棄物処理計画」に基づき期限内の適正処理を推進します。

課題

- 化学物質は、多種、多様な形態で使用され、環境中に排出されており、また非常に微量でも健康や環境に影響する物質があり、環境監視を継続して実施することが大切です。
- 環境中におけるダイオキシン類汚染状況を継続して把握するとともに、環境中へのダイオキシン類の排出量の低減を一層図ることが必要です。
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、事業者による自主測定 of 徹底が必要です。

2-4-4 快適で美しいまちの保全

2-4-4-1 良好な景観の形成と保全

現状・施策

(1) 無電柱化の推進 【道路維持課】

県が管理する市街地の幹線道路等において、無電柱化の整備を行っています。

・平成27年度 一般国道499号他4箇所

(2) 都市における自然環境等の保全 【都市計画課】

都市公園の整備

都市公園は、人々にゆとりとやすらぎを与えるとともに緑のオープンスペースとしての整備を進めており、本県の一人あたりの都市公園面積は12.80m²/人（H26年度末現在）で全国平均（10.1 m²/人）を上回っています。

平成27年度は、県立都市公園5公園の整備を行いました。

緑の基本計画

都市緑地法第4条の規定に基づき、都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための緑の基本計画は、平成26年度末現在で全国で673市区町村が策定しています。

県内においては、平成27年度末で、長崎市・佐世保市・諫早市・大村市・雲仙市の5市であるため、他の市町へ策定を指導しています。

県民の緑化意識の高揚

「都市緑化月間」、「春の都市緑化推進運動」等を実施される関係市町の緑化行事を通じて、緑化思想の普及に努めています。

風致地区

風致地区は、都市における自然的景観を主体とする良好な都市景観を維持するため、市街地の自然景勝地、市街地周辺の丘陵地、景観の優れた水辺地、歴史的意義を有する地域、緑豊かな低密度住宅地等を指定するもので、条例により建築等の行為に一定の制限を設け、良好な都市景観を維持しています。

平成27年度末現在、県内には7市において、41か所約5,350.5haが指定されています。

(3) 花のある街かどづくり事業 【自然環境課】

美しい長崎県づくりを推進するために、長崎市及び佐世保市の道路沿線に整備した緑地の維持管理を行っています。

- ・長崎市赤迫 緑地面積：1,464 m²
- ・佐世保市大塔町 緑地面積：3,606 m²

(4) 県民の参加と協力によるまちづくり 【都市計画課】

良好な都市環境の形成には、都市計画に住民の意見を反映させる事が大切です。住民が積極的に都市計画に参加できるよう、都市計画提案、公聴会・説明会の開催、都市計画案の縦覧、意見書の提出等の手続きが制度化されており、住民との相互協力によるまちづくりが進められるよう努めています。

(5) ごみの投げ捨て等防止重点地区等の指定 【廃棄物対策課】

文化遺産の存在する地域や良好な自然環境を形成している地域を対象に、長崎県未来環境条例に基づき、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」を指定し、県民や事業者へ環境美化の取組を呼びかけています。

(6) 屋外広告物に関する適正な規制誘導 【都市計画課】

屋外広告物には、はり紙や立看板といった簡易なものから広告板や広告塔に至るまで多彩な形態のものが、社会への情報発信源として、また市街地における賑わいの一要素として重要な役割を担っています。一方で、はり紙や立看板などといった簡易な違法広告物の氾濫や広告物の無秩序な掲出により街の景観が阻害される状態も顕在しています。本県では広告物に対し様々な規制・誘導を行うとともに、佐世保市において住民の協力を得て違反広告物除却推進運動（クリーンフェイス運動）を行っています。

(7) 空き家対策 【住宅課】

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく実態調査や対策計画の策定、除却支援、特定空家への行政指導や、空き家の活用による交流拠点整備等を行う市町に対し、必要となる技術的な助言や情報提供を行い、連携して空き家対策を行っています。

(8) 河川愛護運動の支援【河川課】

県管理の河川において、河川愛護団体の登録やアダプト制度の推進により、ボランティア活動による清掃美化活動を行っている団体に対して、市町と共に支援し、美しい県土づくりを推進しています。

課題

- 都市公園の整備により都市環境の向上が図られていますが、欧米諸国の主要都市と比較すると低水準であり、今後も整備充実が必要です。
- 快適な都市環境の形成を図るために、「緑の基本計画」の策定が必要です。
- 今後も、屋外広告物法及び長崎県屋外広告物条例に基づき、「良好な景観形成及び風致の維持」、「公衆への危害の防止」の観点から適正な指導・監督誘導を行います。また、屋外広告物に関する地域住民の方々への啓発にも努めていきます。

2-4-4-2 歴史的環境の保全

現状・施策

(1) 美しい景観形成の推進 【都市計画課】

平成23年度に施行した「美しい景観形成推進計画」に基づき、景観法も活用しながら、県内各地域の自然や歴史、文化、産業などを活かした個性的で魅力ある景観形成を推進し、県民が誇りと愛着を持つことができ、多くの観光客に訪れてもらえるような県土づくりを目指します。

制度名	制度の概要	平成27年度の成果
まちづくり景観資産登録制度	個性的で魅力ある景観を形成しているまちなみや建造物、樹木などを登録し、その内容を広く周知するほか、登録した建造物や樹木の所有者による保全・修景行為を、市町と共同で支援する。	■景観資産の登録／建造物等13件 ■保全事業費の補助／6件
美しい景観形成アドバイザー制度	上記に掲げる場合を始め、住民や市町が良好な景観形成を目指した計画づくりや施設整備を行う場合に、あらかじめ登録した関係分野の専門家を派遣し、必要な助言を行う。	■アドバイザーの登録／31人 ■アドバイザーの派遣／延べ30回

(2) 文化財の保護 【学芸文化課】

将来の文化の向上発展の基礎となる貴重な財産である指定文化財等について、保護・保存に影響を与えるような行為について制限を行い、定期巡視等も実施するなど保護に努めています。

なお、平成28年4月1日現在、県内の国、県指定文化財等（有形文化財（建造物のみ）・史跡・名勝・天然記念物・重要伝統的建造物群保存地区）は表2-4-3のとおりです。

表2-4-3 指定文化財の指定状況（平成28年4月1日）

	有形文化財 (建造物)	史 跡	名 勝	天 然 記念物	重要伝統的 建造物群 保存地区	重要文化的 景観	合 計
国	35件 (国宝・重要文化財)	31件 (特別史跡を含む)	7件 (特別名勝を含む)	35件	4件	7件	119件
県	30件	93件	1件	105件	-	-	229件
合計	65件	124件	8件	140件	4件	7件	348件

(3) 文化財調査管理 【学芸文化課】

所有者が行う指定文化財の保存修理等に要する経費について49件の補助を行いました。また、長崎県文化財保護指導委員による指定文化財等の巡視を実施し、所有者に対し文化財保護に関する指導・助言を行いました。

(4) 文化財を守り、継承していく機運の醸成 【学芸文化課】

県民が文化財を守り、継承していく機運を醸成するため、地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」、「発掘調査説明会」等の事業を行いました。

課題

- 美しい景観形成に当たっては、行政だけでなく住民の積極的な関与が不可欠であるため、啓発行事やワークショップを開催するなど、一人でも多くの住民に参加してもらえるような取組や段階的な景観教育が必要です。

第5章 環境保全のための共通的取組

2-5-1 行動と参画・協働の推進

2-5-1-1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進

現状・施策

(1) 総合的な学習の時間を中心とした体験的・実践的な環境教育の推進 【義務教育課・高校教育課】

「総合的な学習の時間」において環境教育に取り組んでいる学校が、平成27年度は小学校252校（74.8%）、中学校72校（41.1%）、高等学校11校（16.4%）ありました。

また、県内すべての公立小・中・高等学校では、関連する教科等（社会科、理科、生活科、技術・家庭科、家庭科、保健体育科、特別活動）で環境教育に取り組んでいます。

(2) 環境教育・環境学習等の推進状況 【環境政策課】

こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、環境省の呼びかけで平成7年度からはじまった、幼児から高校生までが地域で自主的に環境保全や環境学習に取り組む全国的な活動です。

こどもエコクラブ活動が幅広く豊かに行われるように、環境学習用資材を整備し貸し出す等活動を支援します。

平成27年度は16クラブ（638人）が登録されています。

環境副読本の県ウェブサイトへの掲載

中学校における環境教育の学習参考資料として「私たちの暮らしと環境」を県ウェブサイトに掲載しています。

(3) 環境アドバイザーの派遣 【環境政策課】

公民館、学校などが自主的に開催する研修会等に有識者・実践活動家などを講師として派遣しています。

平成27年度は、生ごみリサイクル、地球温暖化、水生生物調査、星空観察など多岐にわたるテーマの研修会等に67回の講師派遣（受講者数：3,490人）を行いました。

(4) ガイド養成講座 【自然環境課】

西海国立公園指定60周年記念行事

西海国立公園の指定を受けている佐世保市宇久島の自然と歴史を、県民を対象に講師とともに巡るツアーを実施しました。（平成27年10月4日（日）開催 参加者25名）

認定ガイドが選ぶ、これがジオツアーだ！2015

島原半島ジオパーク協議会の認定ジオパークガイドの実践の場として、県民を対象としたジオサイトを巡る観察ツアーを実施しました。（平成27年11月8日（日）開催 一般参加者34名、認定ガイド4名）

(5) 探鳥会、愛鳥週間 【自然環境課】

県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるために、県内2か所で探鳥会（バードウォッチング）を開催したほか、愛鳥週間用ポスターコンクール等を実施しました。

(6) 森林づくり活動の普及・啓発 【林政課】

緑化推進運動ポスターの募集や緑の少年団活動の活性化を図ることで緑化の普及・啓発を図りました。

また、植樹や育樹活動を体験する森林ボランティアのイベントの開催や活動の支援により、森林づくり活動の普及・啓発を図りました。

・森林ボランティア活動参加者数 5,014人

課題

- 環境教育は県内のすべての小・中・高等学校で実施されていますが、身近な環境問題を取りあげ、地域人材や施設を活用した体験的環境学習を工夫することが課題です。
- 学校、家庭、企業、地域社会における環境保全意識の高揚を図る環境教育・環境学習の推進により、環境に配慮した行動を自主的に実践できる人づくりが必要です。

2-5-1-2 協働取組の推進

現状・施策

(1) 環境学習総合サイトの運営 【環境政策課】

県民の環境活動への参加のきっかけづくりやネットワークづくりを推進するため、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」により、県内の環境保全活動情報やイベント情報、人材情報等を発信しました。

(2) 「ながさきグリーンサポーターズクラブ」の運営 【環境政策課】

環境活動に関する交流を深めるため、県内の環境団体、学校、環境に興味がある県民で構成された「ながさきグリーンサポーターズクラブ」を運営し、登録会員による「環境活動eネットながさき」への情報提供を促進するとともに、登録会員に対し、メールマガジンにより環境保全活動情報等を配信しました。また、今後の運営の参考にするため、登録会員等と意見交換を行いました。

(3) 各種団体への支援・連携の強化 【環境政策課】

ながさき環境県民会議や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図っています。

(4) 県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動 【環境政策課、廃棄物対策課】

ながさき環境県民会議

長崎県地球温暖化対策協議会が平成18年3月に策定した「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」、ゴミゼロながさき推進会議が平成24年2月に策定した「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき、県民・事業者・行政が互いに連携し、低炭素で持続可能な循環型社会の構築に向けた、実践的な活動に取り組んでいます。

長崎県保健環境連合会

県は、環境美化団体組織の充実強化と県下各地区での環境保全活動の推進を図るため、各市町の自治会組織等で構成する長崎県保健環境連合会の活動を支援しています。

平成27年度に同連合会は、県との共催による「美しいふるさと推進大会」（10月、長崎市）の開催や、循環型社会の形成や地球温暖化対策を推進する活動を支援するための補助金交付、6月の空きかん等回収キャンペーンへの参加など、ごみの減量化やリサイクルの推進及び環境美化の実践活動を展開しました。

(5) マイバッグキャンペーン 【廃棄物対策課】

毎年10月を買い物袋持参運動の強化月間として、市町、消費者団体、県内小売店舗等と連携したマイバッグキャンペーンを展開しています。県内の一斉行動参加店における平成27年度のマイバッグの持参率は24.4%でした。

（6）生ごみ減量化・リサイクル推進リーダーの支援 【廃棄物対策課】

県内50人の生ごみ減量化リーダーの活動を支援するため、地区幹事会及び全体交流会を開催し、事例発表や意見交換を通してネットワークの強化を図りました。

各リーダーがそれぞれの地区の保育園、幼稚園、小中学校、自治会等で生ごみ堆肥化、元気野菜づくりの実践指導を行っており、平成27年度は、延べ1,470回の活動実績がありました。

課題

- 豊かで美しい自然を守り、清潔で快適な生活環境を求める意識の高揚とともに、環境保全のために自主的に実践活動に参加しようという意識改革を促し、県民、事業者、行政が役割分担に応じて、より強ちに連携しながら確実に取組を実施していくことが重要です。

2-5-1-3 環境保全のための人材育成

現状・施策

（1）環境学習総合サイトの運営（再掲） 【環境政策課】

県民の環境活動への参加のきっかけづくりやネットワークづくりを推進するため、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」により、県内の環境保全活動情報やイベント情報、人材情報等を発信しました。

（2）「ながさきグリーンサポーターズクラブ」の運営（再掲） 【環境政策課】

環境活動に関する交流を深めるため、県内の環境団体、学校、環境に興味がある県民で構成された「ながさきグリーンサポーターズクラブ」を運営し、登録会員による「環境活動eネットながさき」への情報提供を促進するとともに、登録会員に対し、メールマガジンにより環境保全活動情報等を配信しました。

また、今後の運営の参考にするため、登録会員等と意見交換を行いました。

（3）環境教育に関する教職員研修の充実 【義務教育課、高校教育課】

県教育センター研修への参加

○環境教育入門研修講座

平成27年度は、小・中・高・特別支援学校教員15人が参加し、環境教育に関する知識・技能について研修し、指導力の向上を図るとともに、学校教育の中で実践できる環境教育の在り方を探りました。

全国的な研修の周知

○環境教育リーダー研修基礎講座

幅広い環境教育・環境学習の普及・充実について学ぶために小・中・高等学校教員に全国的な研修を周知しました。

2-5-1-4 拠点としての機能を担う体制の整備

現状・施策

（1）環境学習総合サイトの運営（再掲） 【環境政策課】

県民の環境活動への参加のきっかけづくりやネットワークづくりを推進するため、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」により、県内の環境保全活動情報やイベント情報、人材情報等を発信しました。

(2) 研究所の一般公開 【環境政策課、企業振興課、漁政課、農政課】

県民の皆様が科学技術にふれあう機会として、平成27年度は下記のとおり一般公開しました。

研究機関	開催日 (来場者数)	主な内容
環境保健研究センター	11月14日 (563名)	・液体窒素を使ったおもしろ実験 ・色を分けてみよう ペーパークロマトグラフィー ・ミクロの世界をのぞいてみよう
工業技術センター	11月14日 (769名)	・体験・実演コーナーで、科学技術や工業技術センターの取組みを紹介 ・特徴的な製品や技術を持っている県内企業の展示コーナーを設け、地域の企業を知る場、情報交換の場として活用 ・JAXA（国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構）名誉教授 的川 泰宣 氏による特別講演「この星とこの国と私たち－はやぶさの経験から」を実施（77名参加）
窯業技術センター	11月23日 (584名)	・体験コーナーでは、陶磁器を身近に感じていただくため、食器への絵付けや、陶土を使った作品づくりなどを実施 ・県民の陶磁器、セラミックスに関する関心と理解を深めるため、関連した内容のクイズラリーを実施 ・県民のデザインに関する関心を高めるため、「長崎デザインアワード2015」入賞商品を展示・紹介
総合水産試験場	10月18日 (1,012名)	「第13回ながさき水産科学フェア」の開催 ・研究内容の県民への周知等を目的に、隣接する長崎大学、水研機構の研究2機関との共催により、施設・船舶の一般公開や水産に関する各種体験型のイベント等を実施
農林技術開発センター	11月21日 (1,278名)	・センター育成品種（ばれいしょやちゃんぽん（小麦））の試食 ・花き（小菊、カーネーション等）の展示、高機能発酵茶の試飲 ・動物とのふれあい等

2-5-2 各種施策の基盤となる施策の充実

2-5-2-1 環境配慮の推進

現状・施策

(1) 環境アセスメント審査 【地域環境課】

環境影響評価（環境アセスメント）とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者自らが事業の実施前に、その事業が環境に与える影響について、調査・予測及び評価を行うとともに、その過程と結果を広く公表し住民や知事などから意見を聴き、これらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

環境影響評価法及び長崎県環境影響評価条例に規定する対象事業のうち、平成27年度は発電所や廃棄物処理施設など4件の事業について環境影響評価の審査を行いました。また、環境アセスメントの要否等を判定する制度を導入するほか判定に必要となる環境情報を県のホームページに掲載し、環境アセスメントの効率化を図っています。

(2) 人と環境にやさしい農業対策事業 【農業経営課】

農産物の安全性の確保、環境保全等のために農業者の最低限守るべき事柄を示し、農業生産における様々なリスクを低減する取組であるGAPを推進するため研修会の開催やGAPを推進する指導員の養成等を行いました。（表2-5-1）

また、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、土づくり、化学肥料・農薬の一体的低減を行う農業者をエコファーマーとして認定し、環境と調和した農業の推進を図りました。（表2-5-2）

表2-5-1 GAP実践集団数（平成28年3月末）

地 域	長崎	県央	島原	県北	五島	壱岐	対馬	合計
GAP実践集団数	19	43	41	32	14	5	2	156

表2-5-2 エコファーマー認定者数（平成28年3月末）

地 域	県央	島原	県北	五島	壱岐	対馬	合計
エコファーマー認定者数（人）	763	841	314	327	368	40	2,653

課題

- 環境アセスメントに関する情報を「長崎県環境情報システム」により公開しており、今後も制度に関する情報提供を継続・充実する必要があります。
- GAPの取組を指導する指導員の養成を図りながらGAPの取組を引き続き推進するとともに、環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。

2-5-2-2 適正な土地利用の推進

現状・施策

(1) 長崎県土地利用基本計画の基本方向に沿った環境に配慮した土地利用の推進 【土地対策室】

土地利用関係各課との調整を図り、長崎県土地利用基本計画の変更を行いました。

（変更内容）

- ・農業地域 65ha拡大
- ・森林地域 15ha縮小

2-5-2-3 調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実

現状・施策

(1) 調査研究・技術開発の推進 【環境政策課、企業振興課、漁政課、農政課】

関係部局の連携のもと、環境保健研究センター、工業技術センター、窯業技術センター、総合水産試験場、農林技術開発センターは、多様なニーズに対応するため技術分野を融合した産学官連携による研究を推進します。

表2-5-3 平成27年度に実施した経常研究のテーマ

研究機関	経常研究のテーマ
環境保健研究センター	・長崎県における微小粒子状物質（PM _{2.5} ）と健康影響に関する研究 ・バイオメタノールを活用したBDF（バイオディーゼル燃料）製造技術の検討
工業技術センター	・微小球共振光センサーを用いた微生物迅速検出装置の開発
窯業技術センター	・ジオポリマーコンクリート製造技術の開発
総合水産試験場	・環境変化に対応した藻類増殖基盤技術開発
農林技術開発センター	・温暖化に対応したカーネーション新品種の育成 ・西南暖地における地球温暖化に対応したジャガイモ選抜技術の開発と耐暑性素材の探索 ・インセクトリープラントを活用した環境保全型害虫管理技術の開発 ・有機・特別栽培に適した土壌病害等に強いバレイショ品種・系統の育成

(2) 自然公園指導員等の資質の向上と確保 【自然環境課】

自然環境行政を推進するために自然公園指導員（45人）、自然環境監視員（32人）、鳥獣保護管理員（52人）を県内に配置しています。

自然公園指導員は、国立公園、国定公園において利用者に対する適正な利用推進のために、植物採取等の監視や山火事防止等の利用マナーの指導や自然解説等を、自然環境監視員は、自然環境の保全や動植物の保護の状況等の監視・指導と情報収集等を、鳥獣保護管理員は、鳥獣保護等の巡視や狩猟者等の指導を実施しています。

課題

- 試験研究課題は環境保全を前提に実施されていますが、特に土壌肥料や病害虫部門では環境に優しい

農業技術確立を目指した課題に今後も積極的に取組めます。

- 産学官共同研究の推進とともに、地域における持続的発展が可能な環境と共生する技術の導入、普及が今後の重要な課題となります。

また、地道ではありますが、従来の監視観測体制の充実強化も必要です。

- 自然公園指導員等は地域の自然環境の知識が豊富な方々が委嘱されていますが、年々高齢化も進んでおり、将来に向け人材の確保が課題です。

2-5-2-4 環境・エネルギー産業の育成

現状・施策

(1) 新エネルギー産業等プロジェクト促進事業 【海洋・環境産業創造課】

長崎県産業振興財団にプロジェクトマネージャーを設置し、県外企業や大学と地場企業とのビジネス連携や国プロジェクト獲得に向けた企業間マッチングを行いました。また、県内環境・エネルギー関連企業に対し、事業化可能性調査や試作品研究開発、展示会への出展、長崎環境・エネルギー産業ネットワークを活用した情報提供等の支援を行いました。

2-5-2-5 公害苦情と公害紛争等の適正処理

現状・施策

(1) 公害苦情処理 【環境政策課】

県や市町の公害担当部署には、公害紛争処理法第49条第2項に基づく公害苦情相談員や公害苦情担当職員が配置されており、住民等からの公害苦情の受付、処理にあたっています。平成27年度の公害苦情件数は次のとおりです。

公害の 種類	典型7公害								その他	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	小計		
件数	139	91	2	134	5	1	135	507	410	917

(2) 公害紛争処理 【環境政策課】

公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法に基づき、公害審査委員候補者を委嘱し、あっせん、調停等公害紛争を処理する体制を整えています。

平成27年度は、調停等公害紛争の申請はありませんでした。

課題

- 関係法令で厳正に対処できる場合を除いては、当事者間で納得、理解を得るまでの相談等協議を重ねる必要があり、その解決に時間を要することが多くみられます。

第3部 長崎県環境基本計画の進行管理

長崎県環境基本計画進捗結果

目次

1	はじめに	44
2	数値目標の進捗結果について	44
	(1) 数値目標の達成状況	44
	(2) 基本目標別の達成状況	44
	(3) 未達成項目等の状況とH28年度以降	45
3	施策の実施について	47
	(1) 各施策の進捗結果	47
	(2) 評価の低い施策の状況とH28年度以降	48
4	重点施策について	49
	(1) 地球環境保全の取組み	49
	(2) 豊かな水環境の保全・創造の取組み	50
5	今後の方向性について	50

1 はじめに

○長崎県環境基本計画は、めざすべき環境像「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」の実現に向け、横断的かつ総合的に環境保全施策を進めるため、4つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに体系化し施策を展開した。

4つの基本目標

- 基本目標Ⅰ 地球環境保全をめざす社会の実現
- 基本目標Ⅱ 環境への負荷の削減と循環型社会づくり
- 基本目標Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり
- 基本目標Ⅳ 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

○平成23年3月に見直した「長崎県環境基本計画」が平成28年3月に終了したことに伴い、作成後5ヵ年間の進捗を検証し、平成28年3月に策定した新たな「長崎県環境基本計画」（以降、現計画）との関連性や今後の環境行政の推進に当たっての方向性を確認した。

○検証は、64個の数値目標と209施策の実施状況、重点プロジェクトの進捗状況の分析により実施した。

2 数値目標の進捗結果について（図1 参照）

（1）数値目標の達成状況

○64項目の数値目標のうち55項目（目標年度の結果が未公表等により評価できない項目が9項目）について、計画期間中（5年間）の目標年度の達成状況を評価した。

○「達成（100%）」 65.5%（36項目）

○「概ね達成（90%～100%未満）」 18.2%（10項目）

○「未達成（90%未満）」 16.4%（9項目（再掲2項目））

○全体の83.7%（55項目中46項目）が「概ね達成」または「達成」

（2）基本目標別の達成状況

○「達成」及び「概ね達成」の割合

- ・基本目標Ⅰ～Ⅲ 85%以上
- ・基本目標Ⅳ 60%
- ・環境保全のための共通の基盤的施策 50%（2項目中1項目未達成）

○このうち基本目標Ⅱは「概ね達成」の割合が高かった（38.1%）。

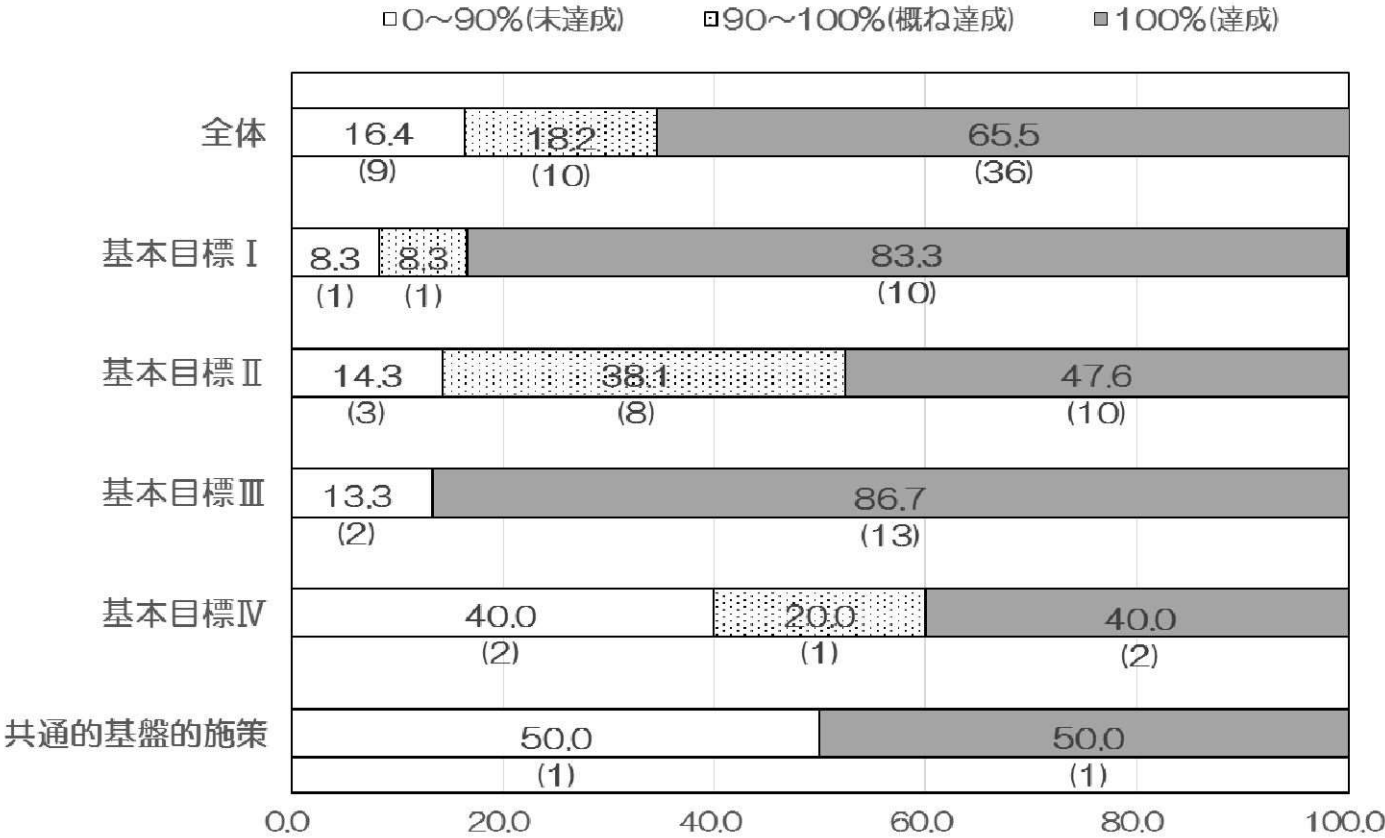


図1 数値目標の達成状況（上段：％、下段括弧内：項目数）

（3）未達成項目等の状況とH28年度以降

＜基Ⅰ・基Ⅳ・共通＞ 環境管理システム（EMS）の新規認証登録件数（累計）（再掲2回）							
基準	目標	実績	達成率	状況	H28年度以降		
3件	80件	51件	64%	- 研修会参加要請や市町への協力依頼、会議での周知等実施 - 導入維持における経費負担感等が拡大を妨げ - 節電・古紙リサイクル・エコドライブ実践等特化して取り組む事業所もあり	- 現計画「低炭素社会づくり」の枠組みの中で件数管理は継続 - 県内のエコアクション21地方事務局と協議しながら、市町や県内の商工会連合会など県内の商工関係団体等への働きかけを実施	現計画への引継ぎ状況	— 施策内管理
＜基Ⅱ＞ ごみ焼却施設数							
基準	目標	実績	達成率	状況	H28年度以降		
24施設	20施設	21施設	75%	- 基準値となっている24施設から3施設が統廃合により集約化が図られている - 集約されなかった1施設については、施設の整備方針の変更等によるもの	- 国の循環型社会形成推進交付金等を活用し「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき引き続き集約化を図る - 数値は、ごみ処理広域化計画の中で管理	現計画への引継ぎ状況	— 個別計画管理

＜基Ⅱ＞ 民間建築物の吹付けアスベスト等の除去等件数						
基準	目標	実績	達成率	状況	H28年度以降	
40件	165件	56件	12%	・建築物所有者を訪問し協力依頼実施 ・アスベスト材使用場所は立入禁止または関係者以外立入禁止、利用者が直接触れる場所でない ・放置すれば飛散する恐れがある建築物及び直ちに健康に悪影響を及ぼす建築物無し ・補助を活用しても自己負担が必要であり、除去件数伸びず	・直ちに健康被害に悪影響を及ぼす状況ではないが、今後も所有者等に市町とともに事業実施を働きかけ ・現計画では「吹付けアスベストの使用のおそれがある建築物の所有者等に対する個別説明実施回数」として数値目標引き継ぎ	現計画への引継ぎ状況 ○ 指標変更後数値目標
＜基Ⅱ＞ 市町が設置する一般廃棄物処理施設のダイオキシン類排出量						
基準	目標	実績	達成率	状況	H28年度以降	
0.36g-TEQ/年	0.30g-TEQ/年以下	0.50g-TEQ/年	0%	・「ごみ処理広域化計画」に基づき高度処理施設へ順次転換中 ・基準年と比較すると、使用開始から20年程度経過した施設において、ダイオキシン類の排出量が増加	・国の循環型社会形成推進交付金等を活用し、高度処理が可能な施設への転換を推進 ・ダイオキシン類の排出量削減に向けて、ごみの排出抑制や再資源化を推進し、焼却処理量の削減を図る	現計画への引継ぎ状況 ○ 数値目標
＜基Ⅲ＞ 環境保全活動取り組み集落数						
基準	目標	実績	達成率	状況	H28年度以降	
112集落	125集落	112集落	89%	・H26年度（実績値 127集落）までは順調に推移したが、H27年度は海岸清掃等が一部の交付金対象から除外されたため未達成（カウント上の集落数減少） ・H27年度藻場や干潟の保全に取り組む集落数は増加 ・海岸清掃は、「県下一斉浜そうじ」など県内全域で漁協単位で実施され、自主的な活動が地域に根付いている	・近年は藻場が繁茂する豊かな漁場を回復することが課題、藻場には地球温暖化の影響を緩和する役割もある ・藻場回復等総合推進事業を通じ、漁業者を中心とした藻場回復の取組を活性化する ・現計画では、藻場回復に重点を置き、全ての基本目標に関係する施策として実施	現計画への引継ぎ状況 — 施策（藻場）実施
＜基Ⅲ＞ ごみの投げ捨て等防止重点地区の散乱ごみの割合（地区指定前と比較した散乱ごみの割合）						
基準	目標	実績	達成率	状況	H28年度以降	
32%	10%	18%	63%	・巡回指導等の啓発を続けた結果、散乱ごみの割合は年々減少傾向 ・H27年度は観光客等の増加により雲仙地区・対馬地区などで散乱ごみの量が若干増加	・各保健所及び廃棄物対策課による巡回指導の実施、看板やポスターなどによる周知・啓発 ・旅行会社への周知・観光案内所へのパンフレットの設置等観光客に向けた周知・啓発についても検討を進める	現計画への引継ぎ状況 ○ 数値目標
＜基Ⅳ＞ 身近な環境活動に取り組んでいる人の割合						
基準	目標	実績	達成率	状況	H28年度以降	
70%	75%	56%	74%	・60歳以上では約7割、30歳未満では約4割が身近な環境活動の取組有り ・若い世代への環境活動の広がりが不十分	・環境活動に取り組むきっかけづくり（県が運営する環境学習総合サイトやメールマガジンにより環境活動情報や人材情報等を発信、環境アドバイザーの派遣や環境リーダー交流会の開催）	現計画への引継ぎ状況 ○ 数値目標

3 施策の実施について（図2 参照）

（1）各施策の進捗結果

○2009施策のうち、計画期間中（5ヵ年）の取組みについて評価可能な196施策を、0から100までの10刻みで自己評価した。

○H27年度までに施策が終了したものはその時点における評価、それ以外の施策については最終年度（H27年度）の評価値を使用した。

○評価値70以上は全体の98.5%（193項目）、70未満は1.5%（3項目）だった。

○基本目標間に大きな差はなかった。

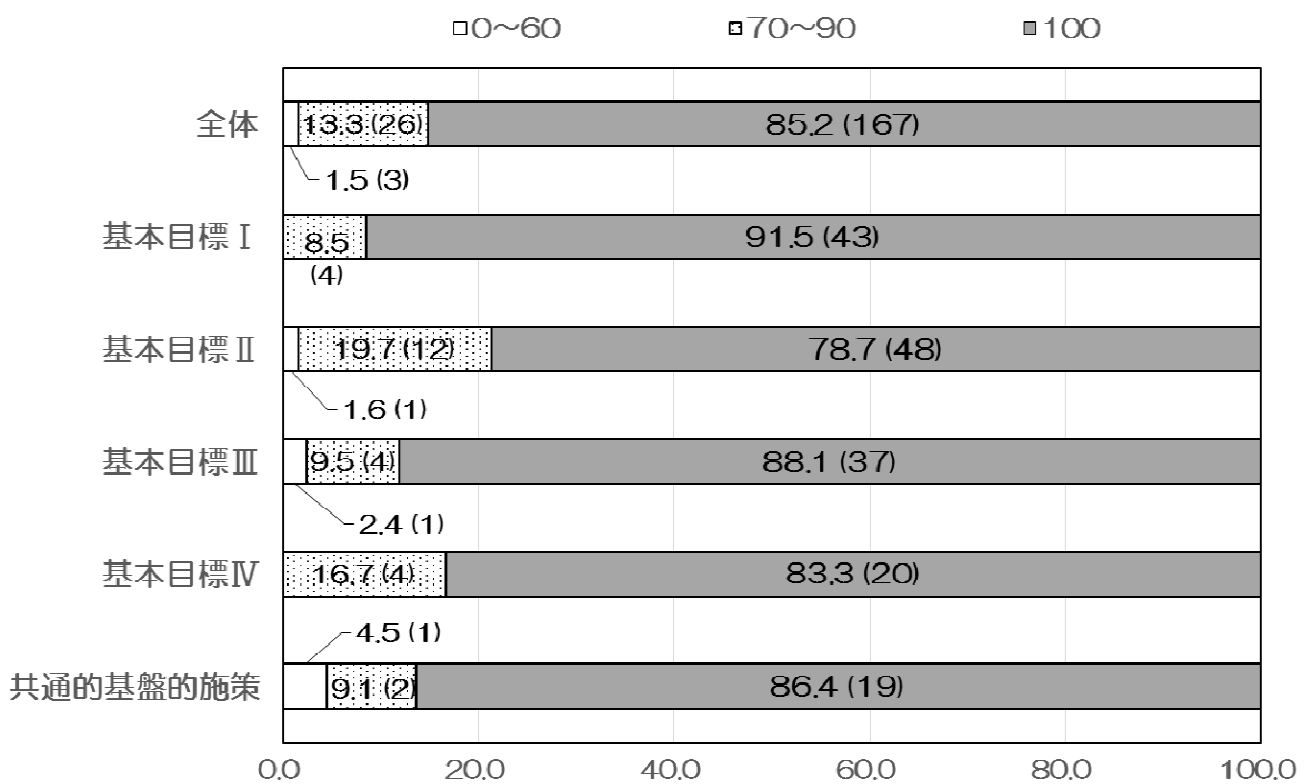


図2 施策の基本目標別の達成状況（%、括弧内は項目数）

(2) 評価の低い施策の状況とH28年度以降

＜基Ⅱ＞飛散性アスベストが使用された民間建築物へのアスベスト除去等対策工事の推進			
評価値	状況	H28年度以降	
40	・建築物所有者を訪問し協力依頼実施 ・アスベスト材使用場所は立入禁止または関係者以外立入禁止、利用者が直接触れる場所ではない ・放置すれば飛散する恐れがある建築物及び直ちに健康に悪影響を及ぼす建築物無し ・補助を活用しても自己負担が必要であり、除去件数伸びず	・直ちに健康被害に悪影響を及ぼす状況ではないが、今後も所有者等に市町とともに事業実施を働きかけ ・現計画では「吹付けアスベストの使用のおそれがある建築物の所有者等に対する個別説明実施回数」として数値目標、施策引き継ぎ	現計画への引継ぎ状況 ○ 施策位置付
＜基Ⅲ＞指定したごみの投げ捨て等防止重点地区、喫煙禁止地区及び自動販売機設置届出地区の環境保全の実施			
評価値	状況	H28年度以降	
60	・巡回指導等の啓発を続けた結果散乱ごみの割合は年々減少傾向 ・H27年度は観光客等の増加により雲仙地区・対馬地区などで散乱ごみの量が若干増加	・各保健所及び廃棄物対策課による巡回指導の実施、看板やポスターなどによる周知・啓発 ・旅行会社への周知・観光案内所へのパンフレットの設置等観光客に向けた周知・啓発についても検討を進める	現計画への引継ぎ状況 ○ 施策位置付
＜共通の基盤的施策＞ 事業者がリサイクルに要する資金の一部を拠出する制度（デポジット制度）の普及			
評価値	状況	H28年度以降	
60	・各種大学生協における弁当容器等デポジットを継続実施 ・新規取組み拡大には至らず（例：国体開催時は事業者と協議したが、実現せず） ・県内イベント等における取組み実績は各種団体より情報収集	・個別計画である「長崎県廃棄物処理計画」の中に「地域リユースの場の体制づくり」として位置付 ・企業等の協力も得ながら、県内における取組事例の紹介等広報・PRに努める	現計画への引継ぎ状況 — 個別計画内実施

4 重点施策について

○最終年度であるH27年度の取り組み結果から、すべてのプロジェクトにおいて指標の達成等、一定の進捗があったが、課題の積み残しもみられた。

○H28年度からは、現計画や個別計画に引き継いで取り組んでいる。

(1) 地球環境保全の取り組み

プロジェクト	H23-27年度の達成状況等	H28年度以降	
ゴミゼロながさき	・1人1日あたり一般廃棄物排出量は、基準年より減少しているが目標未達成 ・一般廃棄物再資源化率は横ばい、多量排出事業者再資源化率は上昇したが目標未達成 ・産業廃棄物処理業者立入時の基準適合率は概ね目標達成 ・排出事業者研修会参加者数は目標達成 ・海岸漂着物の発生抑制対策、国際協力事業の実施回数は、NPOや市町等と連携・協力した活動や釜山広域市との国際交流事業の推進により目標達成	◎現計画においても、重点プロジェクトの「ゴミゼロながさきプロジェクト」として位置付	現計画の位置付け
		・特に以下の取り組みに注力しながら循環型社会づくりを目指す ①県民、事業者、自治体などが連携したゴミゼロ県民運動の展開 ②廃棄物の適正処理と再資源化の推進 ③漂流・漂着ごみ対策の推進	重点プロジェクト
ナガサキディグリーション	○「対馬プロジェクト」 ・「対馬市エネルギーマスタープラン」策定 ・関連インフラ整備に向けたステージへ移行 ○「西海プロジェクト」 ・西海市海洋エネルギー（潮流発電）事業化ワーキンググループ（産官学連携）立上げ ・研究事業において、回転翼の形状・構造、低回転・高効率発電機を開発 ○「五島プロジェクト」 ・超小型モビリティの実証地域を形成 ・モニター調査や地域ニーズ調査、利活用や普及に関する検討会議等を実施 ・地域が求める機能要件と導入実現のための技術的要件等の関連性を整理 ・県内企業が取り組む車両等の試作開発を支援	◎現計画では、「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」の中に施策として位置付	現計画の位置付け
		○「対馬プロジェクト」 ・「対馬市エネルギーマスタープラン」の実現のため具体的な事業を対馬市が中心となって推進 ○「西海プロジェクト」 ・国プロジェクトとしての研究事業継続は行わない ・小型潮流発電機の実証研究活動、関連技術の応用展開、国プロジェクト等の獲得に向けた支援を実施 ○「ナガサキ型超小型モビリティ研究開発プロジェクト」の実施	施策
生物多様性保全プロジェクト	・希少野生動植物種保存地域は、全県に指定拡大 ・保全事業の実施箇所も県や市町、民間事業者の取り組みにより目標達成 ・自然歩道は予定整備完了 ・農業生産工程管理（GAP）も取り組み集団数を増加させ目標達成 ・環境アドバイザーは、学校等に対し重点的に広報を実施、派遣及び参加数は目標を概ね達成	◎現計画においても、重点プロジェクトの「生物多様性保全プロジェクト」として位置付	現計画の位置付け
		①生物多様性に関する基礎データ収集・整備 ②生態系の保全と持続可能な利用を促進 ③鳥獣の保護及び管理を強化 ④自然公園施設等を計画的に整備 ⑤自然体験情報を発信 ⑥希少野生動植物種とその保存地域の指定を継続	重点プロジェクト

(2) 豊かな水環境の保全・創造の取組み

プロジェクト	H23-27年度の達成状況等	H28年度以降	
大村湾再生プロジェクト	・COD75%値は、H14年度（3.2mg/L）をピークに概ね改善傾向でH23、25年度は環境基準を達成、その後は未達成 ・H26年3月に策定した第3期大村湾環境保全・活性化行動計画に基づく、生活排水等の流入負荷抑制や貧酸素水塊対策など各種施策により一定の効果 ・大村湾特有の栄養塩の蓄積による底質の悪化、海洋生物の悪化等に加え、気象等の影響によって水質が変動	◎現計画では、重点プロジェクトである「閉鎖性水域対策プロジェクト」の大村湾再生プロジェクトとして位置付	現計画の位置付け
		・継続して自律的な環境修復能力を高めるため、取組推進が必要 ①流域別下水道整備総合計画に基づき窒素やリンの高度処理を含めた公共下水道の整備 ②大村湾内における貧酸素水塊対策のための取組を実施 ③大村湾環境改善のため活動団体と連携し、湾沿岸の環境美化、住民の環境保全意識向上に努める ④大村湾浮遊ゴミ除去対策事業への補助 ⑤再生砂を用いて造成した浅場で二枚貝の生息状況等のモニタリング調査を実施し、効果検証	重点プロジェクト
諫早湾環境対策プロジェクト	・COD75%値は、H16年度をピークにH23年度まで概ね低下傾向で推移し、H24、25年度と上昇、H26年度からは低下傾向、H27年度は7.7mg/L ・各施策を実行中だが水質保全目標値の達成は厳しい状況 ・流域からの汚濁負荷の流入や底泥の巻き上げ、気象条件等が関係	◎現計画では、重点プロジェクトである「閉鎖性水域対策プロジェクト」の諫早湾干拓調整池環境対策プロジェクトとして位置付	現計画の位置付け
		・「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」を継続し、関係する国、県、市が各事業について進捗管理、推進会議の中で既存事業の精査・見直し	重点プロジェクト
低島原半島窒素負荷削減プロジェクト	・定期モニタリング調査結果において、環境基準を超過した地点は17地点中9地点（H27） ・「第2期島原半島窒素負荷低減計画」の短期目標（毎年度の目標、H21年度時点の10地点より悪化しない）は達成、中期目標（H27年度目標、環境基準超過地点が8地点以下）は未達成	・「第2期島原半島窒素負荷低減計画（改訂版）」（H28－32年度）に基づき、年1回以上の幹事会において窒素負荷低減計画の進捗状況を検証しながら取組を継続 ・特に地下水汚染が確認されている有明地区では、家畜糞尿の不適正処理や農地への過剰施肥が原因と考えられ、関係機関と連携して対策を実施	現計画の位置付け
			施策

5 今後の方向性について

○平成23年に策定された環境基本計画は、数値目標の83.7%が「達成」または「概ね達成」となっており概ね順調に推進できたが、一部、計画どおり進捗しなかった課題もあった。

○現計画では、施策の柱となる低炭素社会づくり、循環型社会づくりを継承し、積み残した課題に向き合いつつ、社会経済情勢の変化等を考慮し、豊かな自然との共生や地域資源の活用、安全・安心で快適な環境づくりに取り組んでいる。

○引き続き、「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」を目指し、横断的かつ総合的に環境保全施策を進めていく。